

近江八幡市給水装置工事等設計施工指針

令和5年（2023年）4月

近江八幡市水道事業所

目 次

第1章 総則		
1- 1. 目的	-----	1
1- 2. 定義	-----	1
1- 3. 配水管に係る基本的事項	-----	2
1- 4. 工事費、加入金、手数料、水道使用量	-----	3
1- 5. 損害賠償等	-----	4
第2章 給水装置工事編		
2- 1. 給水装置工事の申込み	-----	5
2- 2. 給水管等の占用申請等	-----	5
2- 3. 給水装置の設計審査	-----	5
2- 4. 給水装置工事内容の変更	-----	6
2- 5. 給水装置工事の申込みから工事完了までの手続	-----	6
2- 6. 給水装置の設計の範囲	-----	6
2- 7. 給水装置の設計に係る事前調査	-----	6
2- 8. 給水装置に係る構造基準	-----	6
2- 9. 計画使用水量及び給水管口径の算定・決定	-----	7
2-10. 受水槽の設置	-----	10
2-11. 給水装置の設置	-----	14
2-12. 水道直結式消火用スプリンクラー設備	-----	15
2-13. メーターボックスの設置	-----	17
2-14. 給水装置の撤去	-----	17
2-15. 給水装置の検査	-----	17
2-16. 給水装置工事業者の責務	-----	18
第3章 配水管工事編		
3- 1. 配水管の設計の範囲	-----	20
3- 2. 配水管の設計・基準	-----	20
3- 3. 配水管布設工事	-----	20
3- 4. 布設した配水管の検査	-----	23
第4章 土工事編		
4- 1. 基本的事項	-----	24
4- 2. 道路掘削工事の実施	-----	24
4- 3. 道路復旧工事	-----	25

第5章 使用材料・図面作成編

5- 1. 給水装置用材料等の適合基準	-----	27
5- 2. 給水管布設に係る留意事項	-----	27
5- 3. 配水管布設に係る留意事項	-----	27
5- 4. 給水装置及び配水管等に係る適合材料	-----	27
5- 5. 給水装置及び配水管等に係る図面作成基準等	-----	29

【その他参考資料】

・ 給水接続標準図（口径 25mm 以下：WPE）	-----	37
・ 給水接続標準図（口径 25mm 以下：HPE）	-----	38
・ 給水接続標準図（口径 40mm）	-----	39
・ 給水接続標準図（口径 50mm）	-----	40
・ 給水装置工事の申込みフロー図	-----	41
・ 開発工事等に係る上水道管（本管）布設の給水申込フロー図	-----	42
・ 漏水による使用水量の減量制度について	-----	43
・ 水道直結式スプリンクラー設備の設置条件承諾書	-----	44
・ 工事着工届	-----	45
・ 工事完了届	-----	46
・ 水圧検査結果報告書	-----	47
・ 近江八幡市漏水による使用水量減量申請書	-----	48
・ 近江八幡市水道管等破損事故の損害賠償に関する要綱	-----	49
・ GX 形継手チェックシート（各種）		
・ S50 形継手チェックシート（各種）		
・ EF 継手チェックシート（各種）		

第1章 総 則

1-1. 目的

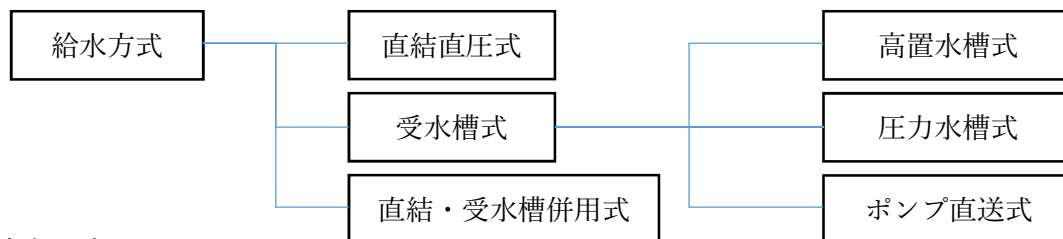
近江八幡市給水装置工事等設計施工指針（以下「指針」という。）は、関係法令等に基づき、近江八幡市における給水装置工事の設計及び施工に関し、必要な事項を定め、当該装置の適正な整備と維持管理等に資することを目的とする。

1-2. 定義

- (1)配水管(本管)：上水道を配水するために、水道事業者である近江八幡市水道事業所（以下「水道事業所」という。）が布設した管をいう。
- (2)給水管：水道需要者が、給水の目的で配水管から分岐して布設した管をいう。
- (3)給水装置：水道需要者に水を供給するための給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓、メーター等）をいう。
- (4)メーター：水道事業所が貸与する水道メーターをいう。
- (5)二次側管：水道メーターより宅内側の給水配管をいう。これに対し、水道メーターを含めた供給側を一次側という。
- (6)給水装置工事業者：水道法第16条の2第1項に基づき、近江八幡市指定給水装置工事業業者証の交付を受けた者をいう。
- (7)市本管工事業者：近江八幡市水道事業所水道本管工事業業者の登録等に関する要綱第5条に基づく登録証の交付を受けている者をいう。
- (8)給水装置の種類：給水装置は次に分類される。
 - ①専用給水装置…1世帯(戸)又は1箇所を使用するもの
 - ②共用給水装置…2世帯(戸)以上又は2箇所以上で共用するもの
 - ③私設消火栓………需要者が設置する消防用に使用するもの
- (9)給水装置工事の区分
 - ①新設工事…新規に配水管から給水管を分岐して給水装置を設置する工事
 - ②改造工事
 - ・メーター口径の変更又は位置の変更工事
 - ・給水管路又は引込み管種の変更工事
 - ・給水管の位置や栓種の変更又は増設工事
 - ③修繕工事…水道法第16条の2第3項で定める軽微な変更を除く修繕工事
 - ④撤去工事…水道が不要になった場合に既設給水装置を撤去する工事

(10)給水方式

給水方式は、原則直結直圧方式又は受水槽式とし、やむを得ない理由により水道事業所が認めた場合は直結・受水槽併用式を可とする。なお、給水方式については、給水高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面等を考慮して決定すること。



①直結直圧式

一般的な2階建て以下の建築物において、給水装置の末端まで配水管の水圧により給水する方式。

②受水槽式

受水槽を設け、水道水を一旦貯留してから、ポンプで高架水槽へ揚水し自然流下で給水するか、あるいは給水ポンプで建物内各所へ給水する方式であり、次の場合は原則この方法による。

- ・一般的な3階建て以上の高さの建物に給水する場合
- ・配水管の有効動水圧で直接給水が不可能な建物に給水する場合
- ・一時に多量の水を使用することにより配水管水圧や水量に影響を及ぼすと判断する場合
- ・配水管の水圧変動の影響を受けずに常時一定の水量・水圧が必要な場合
- ・スプリンクラー設備の設置を必要とする場合
- ・工事、災害、事故等による断水時等においても保管用水を必要とする場合
- ・上記以外で水道事業所が必要と判断する場合

③直結・受水槽併用式

直結直圧式と受水槽式を併用する方式であり、この方式による場合はメーターの二次側で直圧と受水槽との分岐を行うこと。また、各階で給水方式が混在しないようにするとともに、分岐点や給水管の位置が明確となるよう詳細な図面等を提出すること。

1-3. 配水管に係る基本的事項

(1)給水分岐ができない配水管

口径が350mm以上の配水管からの直接給水分岐はできない。ただし、安土町地域においては口径250mm以上とする。

(2)給水分岐が可能な配水管

給水管の分岐については、口径が300mm以下の配水管より行うこと。ただし、安土町地域においては200mm以下とする。

(3)配水管の口径

配水管の最小口径は50mmとする。

1-4. 工事費、加入金、手数料、水道使用料

(1) 工事費

給水装置工事に必要となる材料費、運搬費、労務費、道路復旧費、工事監督費、各種経費などを工事費とし、これら費用は需要者の負担とする。

(2) 水道利用加入金（給水条例第6条第1項及び第28条第1項第1号）

給水装置の新設等を行う需要者は、前納により次の表の該当する加入金及び事務手数料を納入しなければならない。

【表 1-1】 水道利用加入金及び手数料（税込み） （令和5年4月現在）

口径	加入金	事務手数料	
		新規開栓・取出し	増設・移設・口径変更・改造
13 mm	99,000 円	1,100 円	600 円
20 mm	137,500 円	1,100 円	600 円
25 mm	209,000 円	1,600 円	800 円
40 mm	528,000 円	1,600 円	800 円
50 mm	825,000 円	2,200 円	1,100 円
75 mm	1,870,000 円	2,200 円	1,100 円
100 mm	3,300,000 円	3,300 円	1,600 円
150 mm	7,370,000 円	3,300 円	1,600 円

(3) 開栓手数料（給水条例第28条第1項第2号）

需要者は、水道事業所による設計審査手数料として、前納により次の表の該当する手数料を納入しなければならない。

【表 1-2】 開栓手数料（税込み） （令和5年4月現在）

口径	手数料	口径	手数料
13 mm	1,267 円	50 mm	6,652 円
20 mm	1,382 円	75 mm	11,209 円
25 mm	2,409 円	100 mm	20,428 円
40 mm	3,980 円	150 mm	36,142 円

(4)水道使用料（給水条例第 22 条第 1 項）

需要者は、水道の使用開始後、次の表に従い基本料金及び超過料金との合計額を水道料金として納入しなければならない。

【表 1-3】 1 箇月分の水道料金（税込み） （令和 5 年 4 月現在）

口 径	基本料金（～10 m ³ ）	超過料金（1 m ³ 当たり）		
13 mm	1,331.00 円			
20 mm	1,452.00 円	10 m ³ を超え	30 m ³ 以下	171.60 円
25 mm	2,530.00 円	30 m ³ を超え	50 m ³ 以下	187.00 円
40 mm	4,180.00 円	50 m ³ を超え	100 m ³ 以下	202.40 円
50 mm	6,985.00 円	100 m ³ を超え	200 m ³ 以下	220.00 円
75 mm	11,770.00 円	200 m ³ を超え	500 m ³ 以下	234.30 円
100 mm	21,450.00 円	500 m ³ 超過分		253.00 円
150 mm	37,950.00 円			
臨時用	上記各基本料金	10 m ³ 超過分		456.50 円
【その他】 消火栓使用料（防火訓練に限る（1 栓当たり））		2,800 円／5 分		

(5)断通水経費

需要者は、本指針第 3 章に係る配水管を布設するときは、当該配水管への充水・通水及び洗管等に係る経費として、下記に基づく経費の合計額を納入しなければならない。

①技術員費

下表より、該当する人員数に日数を乗じて得た数値に人件費を乗じることで算出する。なお、人件費は年度ごとに決定される滋賀県統一単価の普通作業員単価を用いる。

配水管布設延長	100m 未満	100m以上 500m 未満	500m以上 1,000m 未満	1,000m 以上
従事人員(人)	2	2	2	2
所要日数(日)	0.5	1.0	2.0	4.0

②水料金

時間当たり洗管流出量 36 m³とし、これに下記より求めた洗管算定時間に乗じて求めた数値に、近江八幡市給水条例に定められた臨時用料金 456.5 円／m³を乗じて算出する。

$$\text{洗管算定時間} = (\text{布設延長} / 50\text{m} / 60\text{分} / 15\text{分}^*) \times (\text{配水管口径} / 50\text{mm})^2$$

※基本条件：口径 50mm の管を 50m 洗管するのに要する時間を 15 分とする

1-5. 損害賠償等

水道に係る工事だけでなく、いかなる他の工事の場合であっても、水道管に損傷を加え、漏水等を引き起こした場合は、直ちに水道事業所に連絡するとともに、その指示に従い復旧・修理を行うこと。また、これらに係る費用についてはすべて原因者にて負担するとともに、近江八幡市水道管等破損事故の損害賠償に関する要綱(P. 49)に従い、その損害を賠償しなければならない。

第2章 給水装置工事編

2-1. 給水装置工事の申込み

給水装置工事の申込みは、給水装置工事業者により行うものとする。需要者より依頼を受けた給水装置工事業者は、次の事項を遵守し、給水装置工事に係る調査及び設計を行い、所定の書式を提出しなければならない。なお、開発工事等に伴う配水管及び給水装置工事の申込みについては、開発事業等の事前審査等において水道事業所と十分に協議の上、その協議により定まった内容にて配水管計画と併せ給水装置工事申込みを行うこと。

(1)給水装置工事業者の工事範囲

配水管からの分岐以降の工事を対象とし、配水管を新たに布設することは給水装置工事業者の施工範囲外である。なお、配水管工事が施工できる者は、市本管工事業者とする。

(2)給水装置工事に関する工事種別

工事種別	工事内容
新設	新規で配水管より給水を引き込む工事
改造	敷地・建物内における配管の変更工事
口径変更	既設メーターの口径を変更する工事
移設	既設メーターの位置や引込場所を変更する工事
撤去（廃止）	給水装置を配水管から切り離す工事
臨時	一時的に給水装置を設置する工事

(3)需要者（申込者）の遵守事項

- ①近江八幡市給水条例を遵守すること
- ②給水装置工事に関し第三者から異議があったときは、すべて需要者において処理すること
- ③工事完了後、通水が確認された時点から上水道の使用開始を承諾すること
- ④給水装置（メーター等）は責任をもって管理し、検針に支障のないようにすること
- ⑤管理義務を怠りメーターを亡失又は毀損した場合はその損害額を弁償すること
- ⑥給水装置の所有者に変更があったときは速やかに所定の手続きを行うこと

2-2. 給水管等の占用申請等

給水管（配水管を含む）を道路や水路などを横断して施工する場合、各施設管理者に給水管等の占用申請を行い、許可を得なければならない。この占用等手続きに必要な書類等は、給水装置工事業者（又は市本管工事業者）が水道事業所と協議の上で準備し、水道事業所が申請するものとする。ただし、メーター以降の配管に係る占用申請は需要者が行うこと。また、所轄警察署長より道路使用許可を受け、その許可証の写しを水道事業所へ提出すること。

2-3. 給水装置の設計審査

需要者が申請する設計内容の審査については、次のとおり実施する。

- ①申請のあった給水装置工事設計については、水道法、近江八幡市給水条例及び同施行規則、

本指針に基づいて審査を行う。

- ②申請内容について、水道事業所より訂正等の指示・指摘を受けたときは、直ちに訂正した上で再提出を行うこと。

2-4. 給水装置工事内容の変更

設計審査終了後に変更が生じた場合は、直ちに水道事業所と協議し、必要と判断された場合はその変更図面を提出すること。また、工事完了後には完了届と共に最終の成果図面を提出すること。

2-5. 給水装置工事の申込みから工事完了までの手続

給水装置工事を行う際には、申込用紙を水道事業所にて受け取り作成すること。なお、給水装置工事の申込みから工事完了までの一般的な手続フローは「その他参考資料」P. 41 に示す。

2-6. 給水装置の設計の範囲

給水装置の設計の範囲は、配水管の分岐部までとし、口径ごとの給水接続に係る標準図は「その他参考資料」P. 37～40 に示すとおりである。

なお、給水装置の設計に当たっては、関係法令及び本指針に基づき決定するとともに、口径75mm以上の給水接続やその他不明点等がある場合は水道事業所と協議すること。

2-7. 給水装置の設計に係る事前調査

給水装置の設計に当たっては、次の事項について十分に調査すること。

- ①新設工事においては、配水管の埋設状況（管種、口径、位置及び水圧等）
- ②既設給水装置に関する工事については、既設給水管の状況（管種、口径及び水圧等）
- ③止水栓（仕切弁）及びメーター設置位置の確認
- ④現場状況等を勘案した掘削方法
- ⑤周辺環境、他の埋設物や利害関係人、道路種別及び交通状況
- ⑥現地の土質、電食の可能性
- ⑦その他設計に必要となる事項

2-8. 給水装置に係る構造基準

給水管は1敷地（建築確認申請上の敷地、又は登記地番）につき1給水引込みを原則とし、給水装置の設計に当たっては、使用材料の構造・材質が本市基準に適合しているとともに、次に掲げる基本的な事項を遵守すること。また、国道及び県道の車道を横断する口径50mm以上の給水引込みについては、ダクタイル鋳鉄管にて施工すること。

- ①配水管からの分岐位置は、他の分岐から30cm以上、かつ継手部から50cm以上の離隔を取ること。また、割T字管の場合は1m以上の離隔を取ること。
- ②配水管から分岐する給水管については、配水管口径より小さくするとともに、設置する給水装置の使用量を考慮して決定すること（表2-1、2-2）。
- ③配水管の水圧に影響を与えるポンプ等に直結されていないこと。

- ④水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水道水が汚染される恐れや漏水する恐れのないものであること。水路の横断は原則埋設横断とすること。
- ⑤凍結、破壊及び浸食等を防止するための適切な措置がなされていること。
- ⑥施工する給水装置以外の管、設備、メーターなどと直接接続されていないこと。
- ⑦水槽、プール、流し、その他の水を受ける設備、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するため、給水口を落とし込みとし、満水面との間隔は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」第5条に掲げる逆流防止に関する基準以上とすること。
- ⑧給水装置全体が所要水量を満たし得るものであること。
- ⑨一時に多量の水道を必要とする器具はタンク式とすること。

【表 2-1】 引込口径に対する給水栓の数

引込口径 (mm)	13	20	25
給水栓数 (栓)	1~4	5~10	11~15

【表 2-2】 幹線の持ち受ける枝数

本管口径	枝 管 の 口 径							
	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm
20 mm	2.0	1.0	—	—	—	—	—	—
25 mm	3.7	1.8	1.0	—	—	—	—	—
40 mm	11.0	5.3	2.9	1.0	—	—	—	—
50 mm	20.0	10.0	5.5	1.9	1.0	—	—	—
75 mm	54.0	27.0	15.0	5.0	2.7	1.0	—	—
100 mm	107.0	53.0	29.0	10.0	5.3	2.0	1.0	—
150 mm	297.0	147.0	80.0	28.0	15.0	5.5	2.8	1.0

2-9. 計画使用水量及び給水管口径の算定・決定

(1) 計画使用水量の決定

計画使用水量は、建物用途や水の使用用途、給水栓の数などを十分に考慮した上で決定することとし、同時使用水量の算定に当たっては、使用実態に応じた内容で算定すること。

【表 2-3】 計画使用水量の算定方法

番号	計 算 方 法	給水装置の種類
1	1日1人当たり使用水量×使用人員	受水槽方式に用いる 人員が明確な場合に用いる
2	単位面積当たり使用水量×延床面積	受水槽方式に用いる
3	同時使用率を考慮した水栓数の 給水用具の使用水量	単位時間(分)当たりの使用水量が必要な場合で、直結給水方式の場合

①直結直圧式における計画使用水量算定方法

同時に使用する給水栓数を表 2-4 から求め、表 2-5 から同時に使用する給水用具を任意に設定するとともに設定された給水用具の吐出量を求める。これらを合計して決定する。なお、同時使用する給水用具の設定は使用頻度により算定すること。

また、給水用具の種類別に関わらず、吐出量を口径によって一律の水量として扱う方法（表 2-6）や、標準化した同時使用水量により求める方法（表 2-7）、各戸使用水量と給水戸数の同時使用率により求める方法（表 2-8）などもある。

【表 2-4】同時使用率を考慮した水栓数

水 栓 数	1	2~4	5~10	11~15	16~20	21~30
同時使用率を考慮した水栓数	1	2	3	4	5	6

【表 2-5】種類別吐出量と対応する給水用具の口径

用 途	使用水量 (ℓ/min)	口 径 (mm)
台所流し	12 ~ 40	13 ~ 20
洗濯流し	12 ~ 40	13 ~ 20
洗面器	8 ~ 15	13
浴槽 (和式)	20 ~ 40	13 ~ 20
浴槽 (洋式)	30 ~ 60	20 ~ 25
シャワー	8 ~ 15	13
小便器 (洗浄タンク)	12 ~ 20	13
小便器 (フラッシュバルブ)	15 ~ 30	13
大便器 (洗浄タンク)	12 ~ 20	13
大便器 (フラッシュバルブ)	70 ~ 130	25
手洗器	5 ~ 10	13
消火栓 (小型)	130 ~ 260	40 ~ 50
散水栓	15 ~ 40	13 ~ 20
自動車洗浄	35 ~ 65	20 ~ 25

【例】次のような 5 箇所に給水用具を設ける場合の給水装置の計画使用水量

給水用具	水栓口径	同時使用の有無	計画使用水量
大便器 (洗浄タンク)	13mm	有り	15 ℓ/min
台 所 流 し	13mm	有り	12 ℓ/min
洗 面 器	13mm		
浴 槽 (和 式)	13mm	有り	20 ℓ/min
小便器 (洗浄タンク)	13mm		
合計			47 ℓ/min

水栓数が5箇所であるため、表2-4より同時使用数は3個となる。よって5個の水栓の中から使用頻度の高い3個を使用するものとし、その合計により計画使用水量とする。

【表2-6】給水用具の標準使用水量

給水口径 (mm)	13	20	25
標準流量 (ℓ/min)	17	40	65

【表2-7】給水用具数と使用水量比

水栓数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0

※計画使用水量＝（給水用具の全使用水量÷給水用具総数）×使用水量比

【表2-8】給水戸数と同時使用戸数率

戸数	1～3	4～10	11～20	21～30	31～40	41～60	61～80	81～100
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50

※計画使用水量＝単独装置の和×同時使用戸数率

②共同住宅等の場合における直結直圧式による給水管口径と戸数の関係

共同住宅等における計画使用水量についても前述の内容により算定するものとするが、2階建て以下の共同住宅等の場合における直結直圧式による給水可能戸数はおおむね表2-9のとおりとする。

【表2-9】給水管口径と2階建て以下共同住宅等戸数の関係

口径	単身居住用	家族居住用
25mm	2戸まで	2戸まで
40mm	8戸まで	7戸まで
50mm	15戸まで	12戸まで
75mm	44戸まで	34戸まで

※上表は、損失水頭を無視し、同時使用率、同時使用戸数率を考慮した参考値である。

③受水槽式における計画使用水量算定方法

受水槽への給水量は、受水槽容量と使用水量の時間的変化を考慮して決定する必要がある。基本的な考え方として、受水槽への単位時間当たりの給水量は、1日当たりの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。

計画1日使用水量は、表2-10を基本とし、その他施設規模や内容、使用実態等を十分に勘案して決定する。同表に明記のない業態については、類似する業態等より算出することとし、水道事業所と協議すること。

【表 2-10】 業態別 1 人 1 日当たり標準使用水量

業 態	単位使用水量	有効面積当たり使用水量
一 般 住 宅	300 ℓ/人	居住者 1 人当たり
営業兼用住宅	350 ℓ/人	〃
寮	400 ℓ/人	0.16 人/㎡
官 公 庁	100 ℓ/人	0.20 人/㎡
会社・事務所	100 ℓ/人	0.20 人/㎡
工 場	100 ℓ/人	在勤者 1 人当たりで一般用水のみ
総合病院	2,000 ℓ/床	患者 1 人 (1 床) 当たり
医 院	400 ℓ/床	30~60 ℓ/㎡
ホテル・旅館	500 ℓ/床	来客を含む
保 養 所	650 ℓ/人	1 人当たり
喫 茶 店	30 ℓ/人	55~130 ℓ/店舗㎡ (来客を含む)
飲 食 店	100 ℓ/人	100~500 ℓ/店舗㎡ (来客を含む)
大型小売店等	25 ℓ/㎡	延べ面積 1 ㎡当たり
学 校 等	80 ℓ/人	生徒・職員 1 人当たり (プール用水は別)
劇 場 等	1 ℓ/人	35 ℓ/店舗㎡
図 書 館	25 ℓ/人	来館者含む 1 人当たり

(2)給水管口径の決定

給水管の口径については、表 2-1 及び表 2-2 を参照し、計画使用水量を十分に供給できるものとし、かつ過大とならないものとする。

また、口径決定に係る損失水頭の計算に当たっては、口径 50mm 以下の場合はウェストン公式により、口径 75mm 以上の場合はヘーゼン・ウィリアムス公式によること。

2-10. 受水槽の設置

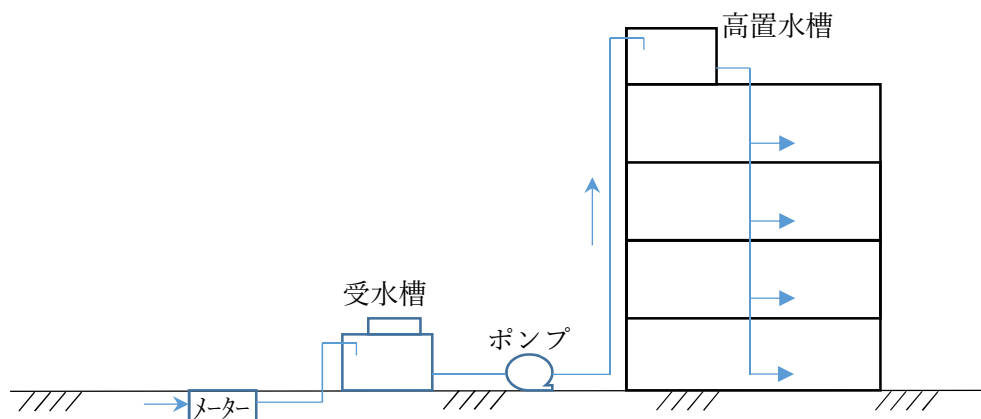
(1)次に示す場合における給水は受水槽を設置しなければならない。

- ①一般的な、地上 3 階建て以上の高さの建物に給水する場合
- ②配水管の有効動水頭で直接給水できない棟高にある建物に給水する場合
- ③一時に多量の水を必要とし、配水管の水圧、又は水量に影響があると判断される場合
- ④工場や病院等の施設で、断水や減水ができない場合
- ⑤常時一定の水圧、水量を必要とする場合
- ⑥スプリンクラー設備の設置を必要とする場合 (2-12 水道直結式消火用スプリンクラー設備に合致する場合を除く)
- ⑦その他、水道事業所が必要と判断するとき

(2) 受水槽による給水方式

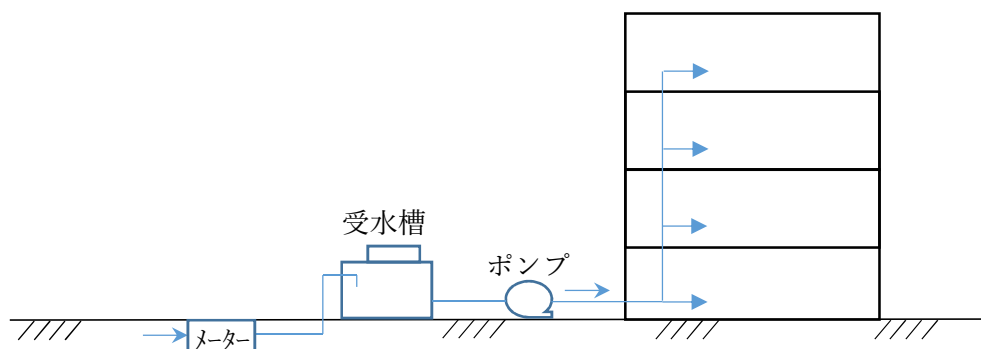
① 高置水槽式

受水槽に給水した後、ポンプにより高置水槽へ送水し、自然流下により給水する方式



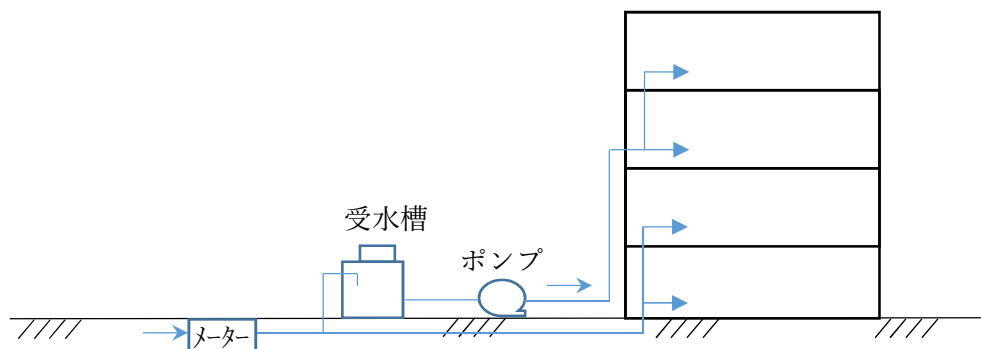
② ポンプ直送式

受水槽に給水した後、ポンプにより各戸に直接給水する方式



③ 直結・受水槽併用式

直結直圧式（2階まで）と受水槽式の両方を併用する方式



(3) 受水槽等の容量の決定

受水槽の容量は「2-9 計画使用水量及び給水管口径の算定・決定」を参考に算定するとともに、1日当たり使用量の1/2以上とし、高置水槽は1時間から1.5時間分を標準とする。ただし、高置水槽を設けない場合はその分を受水槽容量に加算すること。

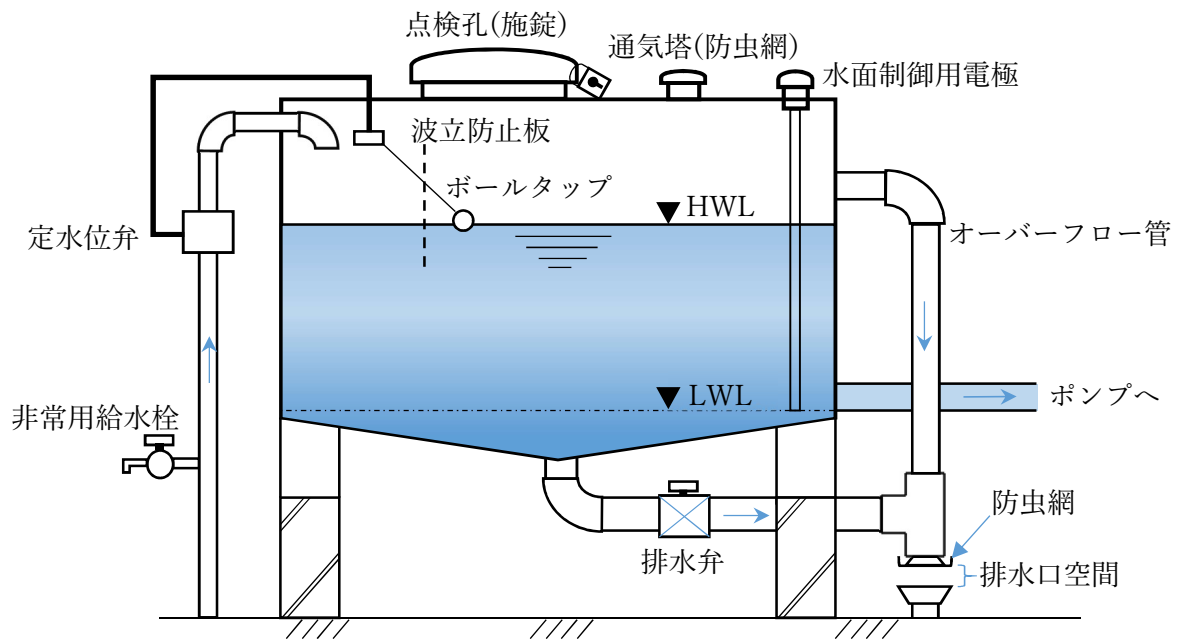
なお、給水管の口径は、1日使用量から時間当たり使用量を算定して決定すること。

(4)受水槽等の仕様・構造について

- ①槽は地上式、又は半地上式とする。ただし、建物の構造上これらが困難な場合は水道事業所と別途協議のこと。
- ②槽は換気が良く、明るく、かつ点検しやすい場所に設置するとともに、浄化槽等の汚染源に近接しない場所に設置すること。
- ③槽は、コンクリート製、鋼板製、又は樹脂製とし、水密性を保持するとともに上部に点検孔（直径 60cm 以上）を設け、施錠すること。また、水質保全上防錆対策を講じること。
- ④槽は、やむを得ない事情により水道事業所が認める場合を除き、建物 1 棟に対して 1 槽を原則とする。また、消火用水槽を設置する建物については、水質保全上兼用しないこと。
- ⑤槽は、10 m³以下の場合を除き、隔壁で 2 分割にするとともに、最高水位から槽天板内壁までは 30cm 以上の余裕高を設けること。
- ⑥槽への給水は落とし込み式とし、給水管側で負圧が生じたときの逆流を防止するため「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」第 5 条に基づき吐水口空間を確保すること。
- ⑦槽の底板は、排水口に向かって 1/200 から 1/100 の勾配をつけるとともに、底板の最上部より最低水位面までは 15cm 以上の余裕高を設けること。
- ⑧ボールタップは、可能な限り点検孔の近くに設置するとともに、容量の大きな槽の場合は導流壁を設けるなど水の滞留を防ぐための措置を講じること。
- ⑨給水管口径 25mm 以上のボールタップは、水撃作用を防止するため定水位弁等を使用すること。また、給水管口径 40mm 以上の場合には予備のボールタップを設けること。
- ⑩槽内における流入口と流出口の位置は反対にするとともに、給水ボールタップ等への水の波動に伴う水撃作用による配水管への影響を防止するため、波立防止板又は防波管等を流入口部に設置すること。
- ⑪越流管の口径は、配水管の最大動水圧時における給水量を排水できる大きさとする。
- ⑫越流管の槽外排水口や通気孔等には防虫網を取り付けることとし、排水口空間の排水側受口は地上より 50cm 以上とすること。
- ⑬槽内の水が自然排水できない構造の場合は、排水柵を設け、ポンプによって排水できるようにすること。
- ⑭ポンプの台数は、原則として常用 1 台及び予備 1 台を設置し、ポンプ吐出側には必ず逆止弁、仕切弁を設けること。
- ⑮ポンプは常時交互運転できるようにするとともに、露出管については凍結防止対策を図ること。また、槽以下の給水管と直圧給水管を接続してはならない。
- ⑯槽は、頑丈で、かつ内部に熱及び光が伝導、透射しないものとする。また、鋼板製水槽には必ずアースを設置すること。
- ⑰異常高水位による越流や異常低水位によるポンプの空転等を防止するため警報装置を設置するとともに、管理人が常駐する場所等に警報及び警報ランプ等を設けること。なお、管理人が常駐しない場合は、使用者が発見しやすく、かつ容易に気付けるよう同様の設備を設置すること。

- ⑱槽には、原則として滅菌装置を設け水質保全を図るとともに、温水器等の装置を使用する場合は性能基準適合品を使用すること。
- ⑲槽以下の設備には、本市給水条例の特例として、設置者側の負担により水道事業所の指定する遠隔メーターを設置することができる。
- ⑳受水槽への直圧給水管の槽付近には、非常用給水栓を1栓設けるとともに、ポンプ室においてはポンプ警報装置等の操作方法や管理責任者、連絡先等を明記した表示板を設置すること。なお、非常用給水栓については非常時以外使用できないよう対策のこと。

【受水槽参考図】



(5)受水槽等の設置に係る関係図書について

受水槽及び高置水槽の設置に当たっては、給水装置工事の申込み時に次の関係図書を提出すること。

- ①水槽容量計算書
- ②水槽詳細図
- ③水槽構造計算書
- ④使用材料表
- ⑤屋内配管系統図
- ⑥配管平面図
- ⑦その他水道事業所が必要と認めるもの

(6)その他

10 m³以下の水道法の適用を受けない槽についても、「本市給水条例」、「滋賀県飲用井戸等衛生対策要綱」に基づき、「簡易専用水道」と同等の管理体制で管理すること。

【表 2-11】 受水槽以下の給水設備に関する法規制等

受水槽の区分等		適用法規等
簡易専用水道	受水槽容量が 10 m ³ を超え、ビル管理法の適用を受けるもの	・水道法 ・ビル管理法
	受水槽容量が 10 m ³ を超え、ビル管理法の適用を受けないもの	・水道法
小規模貯水槽水道	受水槽容量が 10 m ³ を超え、ビル管理法の適用を受けるもの	・本市給水条例等 ・ビル管理法
	受水槽容量が 10 m ³ を超え、ビル管理法の適用を受けないもの	・本市給水条例等

2-11. 給水装置の設置

(1)給水管の分岐

配水管から給水管を分岐するときは、給水管の口径に応じて分水栓又は割 T 字管等を使用し、配水管よりも小さい口径とするとともに、次の事項に留意すること。

- ①管を掘り出した時点において、上水道管であることを十分に確認すること。
- ②分岐口径 20mm 及び 25mm はサドル付分水栓により、40mm 以上は原則として割 T 字管により分岐すること。なお、口径 40mm の取出しは口径 50mm にて分岐すること。
- ③サドル付分水栓の隣接取付離隔は 30cm 以上とする。また防食フィルムで防護するとともに、ダクタイル鋳鉄管からの分岐の場合は密着ステンレスコアを挿入すること。
- ④分水栓からメーターまでの給水管にはロケーティングワイヤーを添え付けること。
- ⑤給水管については、交差点部での分岐、異形管及び継手からの分岐はしてはいけない。
- ⑥給水管の施工角度は、道路の境界線まで配水管に対し直角に布設すること。
- ⑦配水管が水道配水用高密度ポリエチレン管の場合は、「5-2 給水管布設に係る留意事項」(P. 27) を参照すること。

(2)給水装置工事

公道部分に埋設された給水管が漏水した場合、一般交通に多大なる影響を及ぼすことから以下の事項、管接合方法及び使用材料等に十分に配慮し、施工すること。

- ①公道内 90cm (周辺状況等により支障がないと水道事業所が判断した場合は 70cm) 以上、歩道及び私道内は 60cm 以上、私有地内 30cm 以上の深度で水平に埋設すること。ただし、国道や県道の場合は、車道 120cm 以上、歩道 90cm 以上の深度で埋設とする。
- ②他の埋設物との離隔を 30cm 以上設けるとともに公道上における埋設時は管天から 50cm の位置に埋設標示シートを敷設すること。なお、歩道や私道等の場合は同 30cm とする。
- ③給水管の接合箇所は、構造や材質に応じ適切な接合を行うこと。また、水道用ポリエチレン 2 層管の金属継手による接合は、パイプレンチ 2 個により次表に従い締め付けること。

呼び径 (mm)	13	20	25	30	40	50
標準締め付けトルク N・m (kgf・m)	40.0 (4.1)	60.0 (6.1)	80.0 (8.2)	110.0 (11.2)	130.0 (13.3)	150.0 (15.3)

- ④宅地内（二次側）における主配管は漏水時の修理等を考慮し、構造物直下への布設を避けること。なお、二次側配管で発生した漏水等については需要者責任となる。
- ⑤メーター口径 25mm 以下の場合、メーターボックス内一次側に伸縮型直結ボール止水栓（分譲宅地・共同住宅等は盗水防止型）を設置するとともに、二次側にストップバルブを設置すること。
- ⑥メーター口径 40mm 以上の場合、申請敷地内の一次側にソフトシール弁を設置するとともに、二次側にストップバルブ又はソフトシール弁を設置すること。
- ⑦露出する給水管は凍結等を防止するため、保護材又は防寒材で被覆すること。
- ⑧電食、酸又はアルカリ等によって腐食のおそれのある場所に埋設する場合は、耐食性のある給水管を使用するか、若しくは防食に対する適切な措置を講じること。
- ⑨給水管に水撃作用のある機械、器具を直結してはならない。
- ⑩各種占用許可等を得た工事については、その指示・許可条件に従って施工すること。
- ⑪不等沈下が起こるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手等を用いること。
- ⑫使用頻度を勘案し、管内に水の滞留が予想される場合は排水設備を設けるとともに、空気が滞留するおそれのある場合は排気設備を設けるなどの対策を図ること。
- ⑬受水槽、浴槽、プール及び台所など、水を入れ、又は受ける容器に給水する場合、漏水時や配水管水圧が低下した場合でも逆流を防ぐため、給水管は必ず落とし込みにするるとともに満水面から吐水口の間は適切な離隔を保つよう施工すること。

2-12. 水道直結式消火用スプリンクラー設備

(1)対象建築物

消火用スプリンクラー設備の設置に当たっては受水槽の設置を要するが、次の場合は水道直結式を認めるものとする。

- ①消防法施行令別表第一（六）ロ及び（六）ハに該当する小規模社会福祉施設であり、特定施設水道連結型スプリンクラーとすることができる延床面積 1,000 m²未満のもの
- ②専用住宅

(2)設置条件

- ①水道直結式スプリンクラー設備は、配水管及び給水管の給水能力の範囲内で、必要な水圧及び水量が得られるものであること。
- ②上記①において、必要な水圧が得られない場合は受水槽式を採用すること。加圧送水装置による直結給水は行わないこと。
- ③水道直結式スプリンクラー設備は、2階建て以下の建物とする。

(3)申請・手続き

申請者は、水道直結式スプリンクラー設備を新設又は改造する場合は、事前に水道事業所及び所轄消防署等と協議し、設置可能との判断を得た上で、給水装置工事申込書と併せ次の書類を提出すること。

- 水道直結式消火用スプリンクラー設備設置条件承諾書（その他参考資料 P. 44）

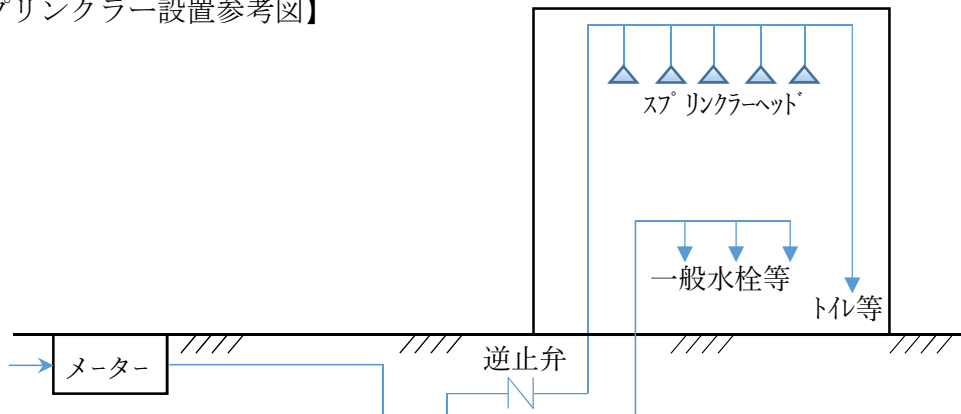
- 平面図（配管及びスプリンクラーヘッド配置等）
- 配管立体図
- 水理計算書
- 消防署受付済の工事整備対象設備等着工届出書の写し、又は協議記録（専用住宅を除く）

(4)構造等

スプリンクラー設備については、急激な水圧・流速の変化を防止するため、原則湿式配管とし、乾式配管としないこと。

- ①消防法令適合品を使用するとともに、水道法施行令（昭和32年12月政令第336号）第5条、及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月厚生省令第14号）に定められた基準に適合したものを使用すること。
- ②給水主管からスプリンクラー系統管の分岐部直近に逆流防止装置を設置すること。
- ③停滞水及び停滞空気の発生しない構造とするため、配管末端に日常的に使用する水栓（トイレのロータンク等）を設置すること。ただし、飲用に供しないこと。
- ④結露現象により天井等に影響を与えるおそれのある場合は、防露措置を講じること。

【スプリンクラー設置参考図】



(5)設置に当たっての留意事項

- ①水道直結式スプリンクラー設備の設置工事は、消防法に規定する消防設備士の指導の下に水理計算、口径決定及び給水用具の選定等を行うこととし、必要に応じ所轄消防署と協議すること。
- ②災害、その他正当な理由による一時的な断水や水圧低下等により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分に発揮されない状況が生じた場合であっても、水道事業所は責任を負わない。
- ③水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋・部屋を賃貸する場合は、上述②の条件について借家人等に熟知させること。
- ④水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動や、火災時の非作動に係る影響については、水道事業所は責任を負わない。
- ⑤水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上述②から④までの事項について譲渡人に熟知させること。

- ⑥水道直結式スプリンクラー設備工事を実施した者は、維持管理上の必要事項及び連絡先を容易に確認できるところに表示すること。
- ⑦水道直結式スプリンクラー設備の所有者又は使用者は、当該施設を介して連結されている水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合は設置工事を実施した者に連絡し対処すること。

2-13. メーターボックスの設置

メーターボックスについては、水道事業所が貸与するメーターや一次側止水栓の防護、及び水道水の凍結防止等のために需要者において設置するものであり、土砂等が流入しないように施工するとともに、その設置位置等は原則以下のとおりとする。

- ①道路境界線から 1m 以内の位置に設置すること
- ②点検や検針、交換作業に支障がない屋外に設置すること
- ③犬などの動物を飼育する場所には設置しないこと
- ④安易な高さの変更は行わないこと
- ⑤φ50mm 以上のメーターボックスは防水又は排水処理を行うとともにメーターに遠隔指示装置を設置し、正確で効率的な検針ができ、かつ維持管理が容易なものとする
- ⑥メーターは、使用水量及び使用状況に適した口径とし、水平に取り付けること

2-14. 給水装置の撤去

給水装置の撤去（口径変更の場合を含む）は、残管切断部を完全に閉塞し、後日漏水等の原因とならないよう配慮すること。

- ①配水管から分水栓により取出しされている部分については、不要となる給水管を撤去するとともに、分水栓を閉止し、キャップ止めとすること。
- ②配水管から T 字管にて取出しされている場合は、原則 T 字管を取り外し、復旧すること。
- ③配水管から不断水 T 字管により取出しされている場合は、ソフトシール仕切弁から給水管を取り外し、フランジ蓋で閉塞すること。

2-15. 給水装置の検査

完了検査に必要な書類及び完了検査の内容については次のとおりとし、給水装置工事の完了及び移管は、完了検査合格時点とする。

- ①完了検査には、必要に応じ給水装置工事主任技術者が立ち合いの上、現地検査を行い、完了図面と合致しているか、給水装置の構造や材質が本市基準に適合しているかを確認すること。
- ②完了した給水装置は管内の洗浄を行い、止水栓の下流側及び上流側でメーター接続用ソケット又はフランジにテストポンプを連結し、水圧試験により漏水がないことを確認すること。水圧試験は、給水管施工後露出した状態で 1.0Mpa にて 15 分間以上保持させてチャート紙に記録し、道路部埋設深及び全体が分かるよう撮影した写真とともに完了届に添付すること。
- ③給水装置の器具、メーター等の作動状態、流量の確認を行うこと。なお、敷地内にて井戸の使用等がある場合は、相互接続（クロスコネクション）を確認するため、残留塩素濃度の確認を行い、その結果を写真にて提出すること。

- ④完了図面については、工事完了後速やかに水道事業所に提出し、完了検査に合格した後、その写しを3年間以上保管すること。

【表 2-12】 工事竣工検査内容

検査項目	検査内容	
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要建物等が明記されていること ・ 工事箇所及び方位が明記されていること ・ 建物の位置、構造が分かりやすいこと 	
平面図 及び 立面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路との境界付近の状況が分かりやすいこと ・ 平面図と立面図が整合しており、メーター位置が確認できること ・ 既設管及び埋設管が明記されていること ・ 各部の材料、口径及び延長が記入されていること 	
現地検査	メーター、 止水栓等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逆付けや片寄りなどがなく、水平に取付けされているか ・ 検針、交換作業、及び止水栓の操作に支障がないか
	配管、 給水用具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延長や分岐位置等が図面と相違ないか ・ ボックス類は水平に取付けされているか ・ バルブはボックスの真ん中に位置しているか ・ ポンプ等に直結されていないか ・ 接合は適切になされており、逆流防止措置がなされているか ・ 各器具等は品質基準を満たしているか
	受水槽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吐水口と越流面との位置関係は問題ないか ・ 波立防止板や防波管が適切に設置されているか
	機能検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通水後の給水用具の状態は問題ないか
	耐圧試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水管水圧又は一定水圧で漏水がないか
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査時に不具合や違反があれば、直ちにこれを指摘するとともに、施工業者においては自らの負担により速やかに手直しを行うこと ・ 土工、舗装工及び水圧試験などに係る品質管理基準については、第3章の最終項（P. 23）を確認のこと ・ 上記以外において水道事業所が必要と認めた場合はこの限りではない 	

2-16. 給水装置工事業者の責務

給水装置は、需要者の負担により設置するものであり、その構造や材質については法令に基づいて現地に適したものを選定するとともに、水質汚染を防止し、維持管理が経済的かつ容易で、事故のないものとしなければならない。

また、給水装置工事業者は、下記事項について留意するとともに、水道需要者に対し機会があるごとに周知に努めなければならない。

- ①配水管、給水管の漏水を発見した場合は直ちに水道事業所に通報するとともに、漏水等の修理依頼があったときは速やかに対応し、漏水修理前後の写真を添えて水道事業所に届け出なければならない。

- ②水道工事等の機会があるごとに、逆流、漏水、無届工事、メーター管理等について周知に努めなければならない。また、不適當な場所や深さにあるメーターを発見した場合は、適切な位置に変更するよう努めなければならない。
- ③給水栓にゴムホース等を取り付けた状態で、ホースの先端を洗濯機や浴槽等の水中に放置してはいけない。
- ④建物の増改築等によりメーターの位置が屋内になるような場合には、屋外の適切な位置に移設するとともに、給湯器等については水撃作用を起こさないよう必要事項を需要者へ周知しなければならない。
- ⑤受水槽容量が 10 m³を超える場合は、簡易専用水道となるため水道法に基づく手続きを行うこと。また、当該水道は水道法第 34 条の 2 第 1 項に基づく管理を行うとともに、同法第 34 条の 2 第 2 項に定められた検査を受けなければならない。
- ⑥10 m³以下の受水槽の管理については、本市給水条例第 38 条第 2 項に基づき管理しなければならない。
- ⑦工事等により、漏水、濁水、その他水道水質等に異常が発生した場合、若しくは通報を受けた場合は、直ちに原因を究明するとともに水道事業所と協議し、原因者にて適切な対策をとらなければならない。

第3章 配水管工事編

配水管に係る工事は本来水道事業所が行う工事であるが、開発行為等による場合は市本管工事業者が施工できるものとし、本編は市本管工事業者による施工について示す。その手続については、第2章及び「その他参考資料」P.42を参照すること。

3-1. 配水管の設計の範囲

配水管の設計の範囲は分岐を行う既設配水管から計画地内までの公道上（工事完了後に公道となる道路を含む）に埋設する口径50mm以上300mm以下の配管とする。口径350mm以上の計画については別途水道事業所と協議すること。

3-2. 配水管の設計・基準

配水管設計に当たっては、管天まで90cm（周辺状況等により支障がないと水道事業所が判断した場合は70cm）以上の深度に埋設するものとし、原則耐震継手の管種にて計画するとともに使用材料については水道事業所の承認を受けること。また、設計内容は関係法令及び本指針を遵守するとともに、不明点等がある場合は水道事業所と協議し、決定すること。なお、国道や県道の場合は、車道120cm以上、歩道90cm以上の深度での埋設とすること。

- ①水道配水用高密度ポリエチレン管については、原則EF接合にて計画すること。
- ②ダクタイル鋳鉄管の耐震継手については、口径50mmの場合はS50形、75mmから300mmまではGX形とする。
- ③口径100mmから350mmのダクタイル鋳鉄管からの分岐（口径75mm以上）については、耐震型不断水T字管とすること。
- ④いずれの管種においても、他の埋設物等との離隔は30cm以上とすること。ただし、口径350mm以上の配水管等においては50cm以上とする。なお、やむを得ない事情により離隔が確保できない場合については水道事業所と協議し、その指示に従うこと。

3-3. 配水管布設工事

配水管布設工事とは、口径50mm以上の管を公道内（工事完了後公道となる場合を含む）に15m以上埋設する場合をいう。

(1)不断水T字管・ストッパー

不断水T字管・ストッパーの工事に際しては、既設管の施工箇所を露出させ、施工面に付着している土等を完全に取り除くとともに、滑剤を塗布し漏水のないよう施工すること。なお、既設管側の施工位置は異形管を避けるとともに、継手部からは50cm以上の離隔をとって施工すること。

(2)ダクタイル鋳鉄管（GX形管）

- ①接合する受け口内面及び差し込み部外面に付着している油分、土、その他異物等を完全に取り除くこと。
- ②受け口内面及び差し込み部外面には滑剤を塗布し、規定値の胴付間隔にて据え付けること。
- ③接合箇所におけるボルトの締付けは、片締めにならないよう十分注意し、各部材の規定に

従い締め付けること。なお、現場状況等により K 形管を使用するときは、次表に示す値で確実にトルク管理を行うこと。

管径 (mm)	トルク (N.m)	ボルト種別
75	60	M16
100～600	100	M20

- ④埋設する鋳鉄管については、防食のためポリエチレンスリーブで覆うこと。
- ⑤管路配管において、切管を利用して耐震継手を行う場合の鋳鉄管には必ず 1 種管を使用することとするが、原則 GX 形管の切管接合については切管接合金具を使用すること。なお、施工方法については日本ダクタイト鉄管協会の施工要領に準じて行うこと。
- ⑥耐震継手の接合に当たっては、耐震継手配水管技能者（日本水道協会）か、耐震継手講習会（日本ダクタイト鉄管協会）の受講修了者が実施すること。
- ⑦配管において、曲管部や T 字管部等の異形管の近傍では、管路を一体化させる必要があることから、現場状況により管路の設計変更が生じる場合には事前に水道事業所と協議し、管路の一体化長さを決定の上施工すること。

(3)水道配水用高密度ポリエチレン管

- ①管体に傷がないかを点検の上、規定差込み長さの位置に標線を記入して切削面をマーキングすること。
- ②スクレーパーにより接合する差し込み部外面をマーキングが消えるまで切削を行い、異物等を取り除いた後、当該面及び継手受口部内面をアセトン又は無水エタノールで清掃した上で継手に管を挿入し、継手端部に沿って管の全周にマーキングすること。
- ③管のマーキング位置まで EF 継手を挿入し、クランプにより固定して水平になっていることを確認する。
- ④EF コントローラーのコネクタを差し込み部外面のターミナルピンに接続し、通電してインジケータが隆起するまで確実に接合した後、規定時間冷却を行うこと。接合作業は、都度 EF 接合チェックシートに記入すること。
- ⑤管の切断に当たっては、適切なパイプカッターにて切断し、切断部は直角となっているか確認すること。
- ⑥EF 接合に当たっては、水道配水用ポリエチレン配管施工講習会（配水用ポリエチレンパイプシステム協会：ポリテック）の受講修了者が実施すること。
- ⑦メカニカル継手は原則使用しないこと。何らかの事情により使用する必要が生じた場合は、水道事業所と協議の上、承認を得ること。
- ⑧埋設する水道配水用ポリエチレン管については、有機溶剤浸透防止スリーブを被覆するとともに、ロケーティングワイヤーを施工すること。
- ⑨雨天時における EF 接合に当たっては簡易テントなどで水の付着を防止するとともに、地下水がある場合は十分な吐出能力を有したポンプにより排水した上で確実に施工すること。

(4)フランジ接合

- ①接合しようとする面に付着している油分、土、その他異物を完全に除去し、接合面を確実に露出させること。
- ②フランジ継手材（ゴムパッキン）は、接着剤等で固定しながら両面を密着させ、ボルトが片締めにならないよう全周を均等に締め付けること。

(5)ビニル管

- ①管切断は管法線に対し直角に行い、切断面の外面をやすりや面取器で仕上げるとともに、内面はわずかに面取りを行うこと。
- ②差し込み深さを確認できるように印を付すこと。

(6)その他の工事に関する留意事項

- ・断水を伴う接続工事は決められた時間内に行う必要があることから、円滑な作業が出来るよう十分な準備をし、機材・人員等を適切に配置し、迅速かつ確実に行うこと。
- ・鋳鉄管及び鋼管の切断は切断機で行い、切断面は防錆処理をすること。なお、異形管の切断及び加工は行わないこと。
- ・いずれの管種の場合においても、管体を含め管頂部上 10cm は保護砂で埋め戻すこととし、鋳鉄製以外の管種においては、さらに管底部下 10cm についても保護砂を施工すること。
- ・仕切弁については、管法線に対し垂直に据付けること。
- ・空気弁及び消火栓については補修弁（SUS 製）を設置するとともに、凍結時の破損防止のため水管橋空気弁に係るフランジ継手材は芯金入りとし、設置完了後、補修弁は「開」とし、消火栓は「閉」としておくこと。また、水道配水用高密度ポリエチレン管より分岐する場合は、PE 挿し口付鋳鉄製 T 字管により施工すること。
- ・消火栓及び空気弁については、スリップ防止のため可能な限り交差点部への配置を避けることとし、やむを得ず配置する場合は、蓋を耐スリップ構造にするなど水道事業所と協議の上、適切に施工すること。
- ・仕切弁、消火栓及び空気弁の各ボックスについては、丸型レジンコンクリート製により土砂等の流入のないように施工し、上部は無収縮モルタルにて施工するとともに、後日沈下が起こらないよう基礎を十分に仕上げしてから段階的に埋戻しを行うこと。また、各ボックスの蓋上面を路面に一致させるとともに、補修弁がある場合は、その操作に支障のないよう設置すること。なお、設置の際各蓋については道路境界線までの近い方に向け開くようにすること。
- ・管理設標示シートについては、青色シートに白文字表記とし、原則、管天より 50cm 直上の位置に埋設すること。なお、管理設深が浅い場合はこれを 30cm とすることができる。
- ・管明示テープについては青色テープに白文字表記とし、布設年度（西暦）及び上水道であることを明示すること。施工に当たっては、管天に縦断方向にはり付けるとともに、管両端部より内側 50cm の位置及び管体中央部に胴巻きを行うこと。
- ・バルブ等の設置に際し、その内外面の塗装に傷をつけた場合は、速やかに専用の補修塗料で補修すること。
- ・異種管との接続については規格品等適切な材料を使用すること。

3-4. 布設した配水管の検査

①水圧試験

配水管の布設完了後、試験水圧 0.8MPa にて 24 時間以上計測し、水圧変動及び漏水の有無を確認した上で、水質に異常が見られなかったことをもって通水可能とする。また、仮設配水管の布設がある場合は、その布設完了後、試験水圧 0.8MPa にて 12 時間以上計測し、上記同様に異常が見られなかったことをもって通水可能とする。不断水接続工においては試験水圧 1.0MPa にて 3 分間以上保持し、水圧変動や漏水が無いことを確認すること。

なお、不断水接続工を除き、いずれの場合においてもチャート紙により試験結果記録を提出すること。

②竣工図面

工事施工後、その成果に基づいた竣工図面を提出しなければならない。この図面は、第 5 章で示す記号等により作成し、管の布設状況、使用材料、管の位置、分岐位置等を明確にしておくこと。

③工事状況写真及び品質管理基準等

写真については、給水装置等他の関係する工事の完了書類と併せて、下記項目等について品質管理基準を満たしていることを明示し、提出すること。また、管接合に当たっては、「その他参考資料」にあるチェックシートによりその管種ごとの品質管理結果を併せて提出すること。なお、当該チェックシートについては、直管部は 30m に 1 箇所以上、異形管部は 3 箇所に 1 箇所以上、継ぎ輪部はすべての箇所について実施するものとする。ただし、水道配水用ポリエチレン管についてはすべての継手とする。

【提出を要する写真】

工事着工前、完了後	それぞれ全景がわかるもの
掘削、埋戻し、転圧状況	20cm ごとの埋戻し転圧状況及び埋設表示シート施工状況など
配管、分岐、給水接続状況	布設後埋設前かつ埋設深度がわかるもの、切管状況を含む
配管接合・トルク管理状況	接合状況、締付け状況及び締付けトルク値がわかるもの
水圧検査状況	開始及び終了の時間、水圧計の設置・記録状況がわかるもの
舗装復旧状況	舗装カッターや転圧状況、温度管理がわかるもの
その他水道事業所が必要とするもの	

【品質管理基準】

配管の埋設深	±3cm	※管路水圧試験について、 <u>規定時間実施後、左記規定値以内であっても、圧力の変化が継続している場合は、配水管においては 1 時間、給水管においては 5 分間延長し安定するまでこれを繰り返す、規定値内に納まらなければならない。</u>
管路水圧試験	-20% (給水管含む)	
仮復旧舗装厚	設計値以上	
本復旧舗装厚	-9mm	
その他水道事業所が必要とするもの		

第4章 土工事編

4-1. 基本的事項

道路掘削工事とは、給水装置等の新設、変更、撤去及び修繕等のために行う道路部分の掘削から仮復旧までの一連の工事をいう。

(1)道路掘削工事までの事前準備

①道路占用手続き等

道路を掘削する場合は、工事着手までに道路管理者の占用許可及び所轄警察署長の道路使用許可を得るとともに、工事着手までに着工届を提出すること。なお、河川敷、民有地等道路管理者以外の管理地を掘削する場合は、当該敷地の管理者や所有者等の許可や承諾を得ること。

②工事施工までの留意点

道路の掘削を計画する際は、他の埋設物の埋設状況等について十分調査し、必要に応じ他の埋設物管理者に事前の立会いを求めるか、試掘調査を行い確認すること。

また、工事の施工までに時間的な余裕を持ち、隣接者、関係者等へ事前に工事内容や交通規制等について説明・周知し、理解を得ておくこと。

4-2. 道路掘削工事の実施

道路掘削工事に従事する者は、道路法、道路交通法など関係法令及びそれらの許可条件等を遵守し、交通の障害、交通事故の原因とならないよう現場管理を行うとともに、次の事項について常に留意しながら施工すること。

(1)建設機械の選定・使用

- ①使用する建設機械などの選定に当たっては、騒音規制法や振動規制法等関係法令を十分に理解し、近隣地域への環境配慮を図ること。
- ②建設機械などを使用し、又は移動させる場合は、関係法令等を遵守するとともに、架線や道路等に損傷を与えることのないよう注意すること。

(2)工事の実施

- ①道路の掘削工事は、申請書等の標準図面により施工することとする。
- ②舗装の取壊しは、カッター等を使用して所定の幅及び長さにて切断し、必要箇所以外には極力影響を与えないよう注意すること。
- ③掘削工事中において不測の埋設物が出現した場合は、当該埋設物に関する調査を実施し、当該管理者の立会いを求め、処置すること。なお、所管が不明な時は水道事業所に報告し、指示を受けること。
- ④埋戻しは指示された土砂を使用し、施工後に沈下しないよう段階的（厚さ20cmごと）に埋戻しを行い、都度十分に締め固めること。ただし、埋設した配管や他の構造物等に影響を与えないよう注意すること。
- ⑤道路上の埋め戻した箇所を車両の通行の用に供するときは、原則舗装は仮復旧を行うか、又は覆工板により、周囲の路面との段差が生じないように対策を図ること。ただし、特に交通量の多い道路においては、覆工板は使用してはいけない。

- ⑥隣接して他の建設工事等がある場合は、互いに連絡調整を密にして、重複工事や交通障害等の原因とならないよう注意すること。
- ⑦埋設物が輻輳している等十分な締固めができない箇所における埋戻しの際には、関係機関等と協議を行い、必要に応じエアモルタル充填等の措置を講じること。

(3)安全管理

- ①工事責任者は現場に常駐するとともに、各種許可証を携行しておくこと。
- ②道路管理者や所轄警察署長の指示するところにより、現場周囲の環境や交通等を考慮した保安施設を設置し、安全管理を徹底すること。なお、道路標識や標示板等の設置に当たっては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（内閣府・国土交通省令）及び道路工事現場における標示施設等の設置基準（国土交通省道路局長通達）によること。
- ③工事場所に第三者が安易に立ち入ることのないよう、固定柵等により作業場を区分するとともに、原則道路上には作業に使用しない車両等を駐車してはならない。また、作業中の車両については、やむを得ない場合を除き、運転手は当該車両に残すこと。
- ④不測の事故等に備え緊急連絡体制を整えておくこと。なお、万が一事故等が発生した場合は直ちに関係機関等に連絡するとともに、応急措置を講じ、二次被害等のないよう対策を図ること。
- ⑤夜間工事を行う場合や、夜間の一般交通への影響が考えられる場合は、約 200m 前方から視認できるよう工事箇所に注意灯などの標示板を設置し、交通の安全を確保すること。
- ⑥工事の着工から水道事業所の完了検査を受けるまでの間は、作業場内及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止と現場の維持管理に努めること。
- ⑦ガス管が埋設されている付近においては、溶接機や切断機等火気を伴う機械器具を使用しないこと。ただし、やむを得ない場合において、当該埋設物の管理者と協議し、周囲に可燃性ガス等が存在しないことを検知器等により確認の上、熱遮蔽装置など埋設物の保安に必要な措置を講じた場合はこの限りではない。

(4)土留工による道路掘削工事

掘削の深さが 1.5m を超える場合においては、原則として土留工を実施すること。このとき、工事箇所の土質条件や地下水の状況、周辺の環境条件等を総合的に勘察し、適切な土留工の仕様を決定すること。また、当該土留工の引抜きに際しては、地盤沈下等の影響が出ないように十分に留意するとともに、沈下の影響が大きいと判断される場合は、水道事業所と協議を行い、ベントナイトモルタルの注入等の措置を講じなければならない。

4-3. 道路復旧工事

公道上における道路掘削後の舗装については、近江八幡市道路の掘削及び復旧要綱、道路管理者の指示するところ、及び下記事項に従い実施すること。

(1)舗装仮復旧

給水管等を布設し、埋戻しを終えた後は、分譲宅地開発区域内における道路築造の場合を除き、原則として施工業者が即時に舗装仮復旧を行うこと。ただし、未舗装道路については

道路管理者の指示に従うこと。

また、舗装本復旧を行うまでの間については、施工業者が適正に現場管理を行い、沈下等が発生した場合は速やかに補修等対応すること。なお、本復旧を市へ委託される場合は、完了届提出日から3箇月間とする。

(2)舗装本復旧

舗装本復旧については、仮復旧完了後、3箇月以上の自然転圧期間を経過した後、原則として給水装置等の設置者が速やかに本復旧を行い、完了届を提出するものとする。ただし、遅くとも1年以内には本復旧を完了させること。なお、歩道舗装については、車両進入部を除き即日復旧とする。

完了届を提出し、検査に合格した後2年以内に、当該箇所における瑕疵があった場合は、施工業者又は給水装置等の設置者において補修等対応するとともに、これらを担保するため誓約書を提出すること。

なお、舗装切断部又は掘削部から40cm以上、かつ最低幅員2mを影響幅とし、別途定める費用を前納することで舗装本復旧の施工を水道事業所に委託することができる。ただし、カラー舗装などの特殊な舗装については委託することができない。

第5章 使用材料・図面作成編

5-1. 給水装置用材料等の適合基準

給水装置、配水管、及びそれらの付属材料については、次のいずれかの性能基準に適合した製品を使用すること。

①規格適合品

JIS 規格や JWWA 規格などのように、国や公的機関により性能基準が明らかにされている製品

②第三者認証品

第三者認証機関により、性能基準に適合することが証明され、認証された製品

③自己認証品

製造業者又は試験機関等による試験成績書等により、性能基準への適合を証明された製品

④水道事業所指定品

水道事業所が定める規格又は仕様等に基づき製造された製品

5-2. 給水管布設に係る留意事項

①給水管布設に係る使用材料については、取り出す配水管が水道配水用高密度ポリエチレン管の場合は、原則 EF サドルを使用すること。

②給水管は水道用高密度ポリエチレン管 (PE100 規格) を推奨するが、現場状況等によりポリエチレン 2 層管 1 種 (PE50 規格) の使用ができるものとする。ただし、口径 40mm 以上は PE100 規格とする。なお、PE100 規格を適用する場合は原則 EF 接合とすること。

③新規開発地等において、水道配水用高密度ポリエチレン管 (PE100 規格) により新たに配水管を布設する場合における給水管については、EF 接合による水道用高密度ポリエチレン管 (PE100 規格) により布設すること。

④雨天時における EF 接合に当たっては簡易テントなどで水の付着を防止するとともに、地下水がある場合は十分な吐出能力を有したポンプにより排水した上で確実に施工すること。

5-3. 配水管布設に係る留意事項

①配水管布設に係る使用材料については、口径 50mm 以上 100mm 以下は水道配水用高密度ポリエチレン管 (PE100 規格) とし、口径 150mm 以上はダクタイル鋳鉄管とする。ただし、国道又は県道に布設する場合は口径に関わらずダクタイル鋳鉄管とするが、歩道や縦断布設の場合は水道事業所と協議し、その指示に従うものとする。

②ダクタイル鋳鉄管については、口径 50mm は S50 形、口径 75mm 以上 300mm 以下は GX 形とし、それ以上の場合は水道事業所と協議の上、決定すること。

③安土町地域における配水管布設工事については、前述によらない場合があるため、水道事業所と協議すること。

5-4. 給水装置及び配水管等に係る適合材料

給水装置工事及び配水管布設工事に係る適合材料については、5-1 及び 5-2 を満足するとともに、原則次の表に示すものを使用すること。

【表 5-1】 使用材料規格表

種 別	名 称	規格等
ビニル管	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS-K-6742
ビニル管用継手	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS-K-6743
	水道用硬質ポリ塩化ビニル管用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA-K-131
ポリエチレン管	水道用ポリエチレン2層管 (1種)	JIS-K-6762
	水道給水用高密度ポリエチレン管 (1種青)	JP-K001
	水道用架橋ポリエチレン管	JIS-K-6787
	水道配水用高密度ポリエチレン管	JWWA-K-144
ポリエチレン管用継手	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA-B-116
	水道給水用高密度ポリエチレン管継手	JP-K011
	水道用架橋ポリエチレン管継手	JIS-K-6788
	水道配水用高密度ポリエチレン管継手	JWWA-K-145
管体防護材	浸透防止スリーブ (口径、文字入り)	PTC-K-20
フレキシブル継手	フレキシブル継手、L=500mm	基準適合品
鋼 管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (樹脂被覆)	JWWA-K-116
	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA-K-132
	水道用波状ステンレス鋼管	JWWA-G-119
鋼管継手	樹脂コーティング管継手 (樹脂被覆)	基準適合品
ダクタイル鋳鉄管	水道用ダクタイル鋳鉄管 (内面粉体塗装) ①GX形 (JWWA-G-120、JDDPA-G-1049) ②S50形 (JDDPA-G-1052)	JWWA-G-113 JIS-G-5526
	ダクタイル鋳鉄異形管 (内面粉体塗装)	JWWA-G-114 JWWA-G-121 JIS-G-5527
接合滑剤	ダクタイル管継手用滑剤	JDDPA-Z-2002
管外面防食材	ポリエチレンスリーブ (口径、文字入り)	JDDPA-Z-2005
ポリブテン管	水道用ポリブテン管	JIS-K-6792
ポリブテン管継手	水道用ポリブテン管継手	JIS-K-6793
分水栓	水道用サドル付分水栓 (鋳鉄製配水管への施工の場合 SUS密着コア)	JWWA-B-117 JWWA-B-136
	止水機構付EFサドル	JP-K-012
	EFサドル付分水栓	PTC-K-13
仕切弁 (右回り開) ※安土町は左回り開	水道用ソフトシール仕切弁	JWWA-B-120
	水配管用仕切弁 (内面粉体塗装)	JIS-B-2062
	PE挿し口付 (EF片受) ソフトシール仕切弁	PTC-B-22
埋設標識	管明示テープ (文字、年号入り)	基準適合品
	管明示シート (ダブルタイプ)	基準適合品

種 別	名 称	規格等
探知用ワイヤー	ロケーティングワイヤー	基準適合品
フランジ接合金具	SUS ボルト・ナット (SUS304 等、焼付き防止処理)	基準適合品
可とう管	耐震型ダクタイル鋳鉄製可とう管 (内面粉体塗装)	基準適合品
割 T 字管	不断水割 T 字管 (内面粉体塗装、防食フィルム施工、コア施工の場合は SUS コア) ※DIP φ75mm 以上からの分岐 (口径 50mm 以下への給水分岐は除く) は耐震型とする	基準適合品
ストッパー	不断水ストッパー (内面粉体塗装、防食フィルム施工)	基準適合品
消 火 栓	単口地下式消火栓 (内外面粉体塗装)	JWWA-B-103
補 修 弁	水道用補修弁 (SUS 製)	JWWA-B-126
空 気 弁	不凍式急速空気弁 (FCD 製内外面粉体塗装又は SUS 製)	JWWA-B-137
ボックス類	仕切弁ボックス (丸形レジンコンクリート製)、ボルト緊結式、鉄蓋 (市章入り)	JWWA-K-148 基準適合品
	消火栓・空気弁ボックス (丸形レジンコンクリート製)、無収縮モルタルボルト緊結式、鉄蓋円形 4 号 (ガタツキ・沈み込み・揺動防止、解放力軽減型、市章入り)	JWWA-K-148 基準適合品
	代用止水栓ボックス、鉄蓋 (市章入り)	基準適合品
	量水器ボックス (鋳鉄製、市章入り) ※口径 50mm 以上のボックスは鉄製 2 枚蓋、小窓付き	基準適合品
メーター 直結止水栓	ボール式伸縮型直結止水栓 (蝶頭、φ40 は丸ハンドル) ※分譲宅地・共同住宅の場合は盗水防止タイプ	JWWA-B-108
二次側用青銅弁	青銅ねじ込み形玉形弁 (ストップバルブ)	JIS-B-2011
砲 金 類	袋ナット等 (BC-6 類)	基準適合品
給 水 栓	給水栓	JIS-B-2061
量 水 器	水道用メーター	貸与品
そ の 他	本表に記載のないものについては、水道事業所と協議のこと	

5-5. 給水装置及び配水管等に係る図面作成基準等

給水装置工事等の図面については、給水管の布設状況や水栓の位置、家屋との位置関係等を図示するものであり、将来的な更新や漏水などの際の基本的資料になるため、詳細かつ明確に作成し水道事業所へ提出するとともに、布設替え等を行う際は事前に水道事業所と協議すること。

(1)提出図面は位置図、平面図及び立体図とし、平面図については次の事項を明記のこと。

- ・配水管及び給水管の管種、口径
- ・管路詳細図 (配水管の場合)
- ・敷地内配管及び建物間取り、メーター設置位置 (隣地及び道路境界からの距離を明示)
- ・道路、側溝、歩道等の現況
- ・舗装復旧平面図と構造図


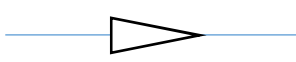


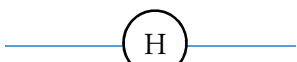


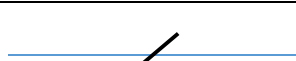


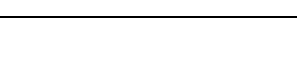
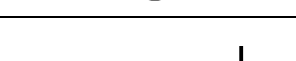
(2)図面に使用する記号は、以下に定めるものを使用すること。

【表 5-2】 管種記号



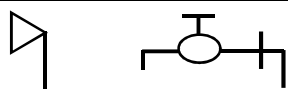
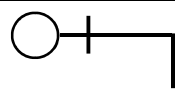
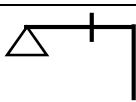
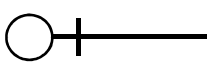

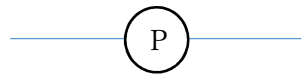
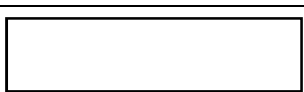

管種・名称等	記号	管種・名称等	記号
硬質ポリ塩化ビニル管	VP	ダクタイル鋳鉄管 (A形)	DIP(A)
耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP	〃 (K形)	DIP(K)
ゴム輪形 〃	HIVP-RR	〃 (S形)	DIP(S)
ポリエチレン2層管1種 (PE50)	WPE	〃 (NS形)	DIP(NS)
ポリブテン管	PBP	〃 (NS形E種)	DIP(NS-E)
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-P	〃 (GX形)	DIP(GX)
硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-V	〃 (S50形)	DIP(S50)
架橋ポリエチレン管	PE-X	普通・高級鋳鉄管	CIP
ステンレス鋼管	SSP	高密度ポリエチレン管 (PE100)	HPE
波状ステンレス鋼管	CSST	銅管	CP
ナイロンコーティング鋼管	NCP	亜鉛メッキ管	GP
石綿セメント管	ACP	鉛管	LP

(3)給水装置に係る弁栓類等設備の記号は、以下に定めるものを使用すること。

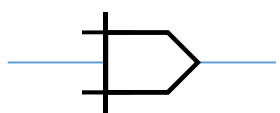
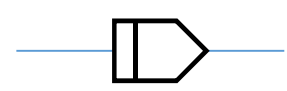
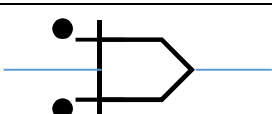
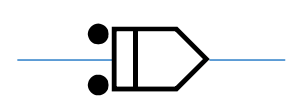
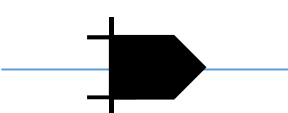
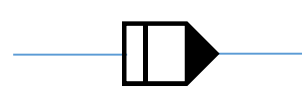
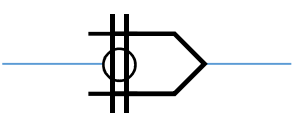

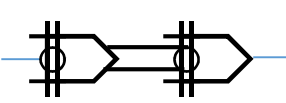

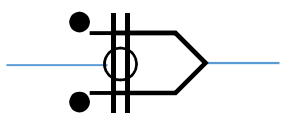
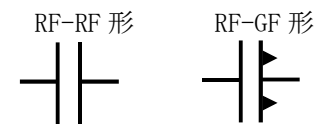
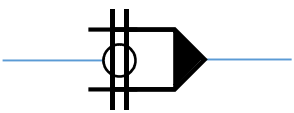
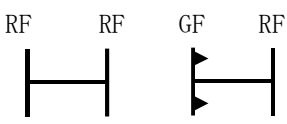
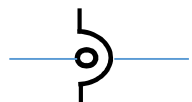

【表 5-3】 弁栓等付属設備類表示

名称	図面表示	名称	図面表示
仕切弁		片落ち管	
止水栓		管交差	
消火栓		メーター	
逆止弁		管種変更	
フレキシブル管		空気弁	
保護管		キャップ	

【表 5-4】 給水栓類表示 (立面図)

名称	図面表示	名称	図面表示
一般記号 (平面図)		その他器具 (平面図)	
給水栓類		ボール タップ	
シャワー ヘッド		フラッシュ バルブ	
受水槽		ポンプ	
高架水槽		その他	

【表 5-5-1】 鋳鉄管に係る主な継手類表示

名称	図面表示	名称	図面表示
DIP(NS-E)		DIP(S50)	
DIP(NS-E) N-Link		DIP(S50) 抜け止め押輪	
DIP(NS-E) ライナ		DIP(S50) ライナ	
DIP(GX)		短管 1 号	
DIP(GX) P-Link		短管 2 号	
DIP(GX) G-Link		フランジ	
DIP(GX) ライナ		フランジ 短管	
メカニカル 継手(K 形)		両受短管	

離脱防止 金具(K形)		乙字管	
片落ち管	受挿し 挿し受	二受 T 字管	
継ぎ輪	GX 形 K 形	フランジ付き T 字管	RF GF
曲 管	45° 90°	三受十字管	

※異形管継手記号については使用材料により記号が変わる。




【表 5-5-2】 水道用高密度ポリエチレン管に係る主な継手類表示

名 称	図 面 表 示	名 称	図 面 表 示
HPPE(EF)		EF ソケット	
片受片落ち管		片受乙字管	
両挿片落ち管		両受乙字管	
両受 EF レデュース		両受曲管	45° 90°
二受 T 字管		EF キャップ	
片受 T 字管		EF フランジ短 管	
フランジ付き 両受 T 字管		DIP 用 異種管継手	HPE DIP
フランジ付き 片受 T 字管		PE 挿口付鋳鉄 製フランジ短管	
被覆付き管		PE 挿口付鋳鉄 製 T 字管	

(4)表示線種

給水装置工事等の図面作成において表示する線種は、原則次により表示すること。

【表 5-6】 表示線種

名 称	線 種	記 入 例
新 設 管	赤色実線	
既 設 管	青色実線	
既設管撤去・廃止	青色実線を赤色斜線で消去	

【表 5-7】 配水管路設計に係る表示線種

①データ上での表示

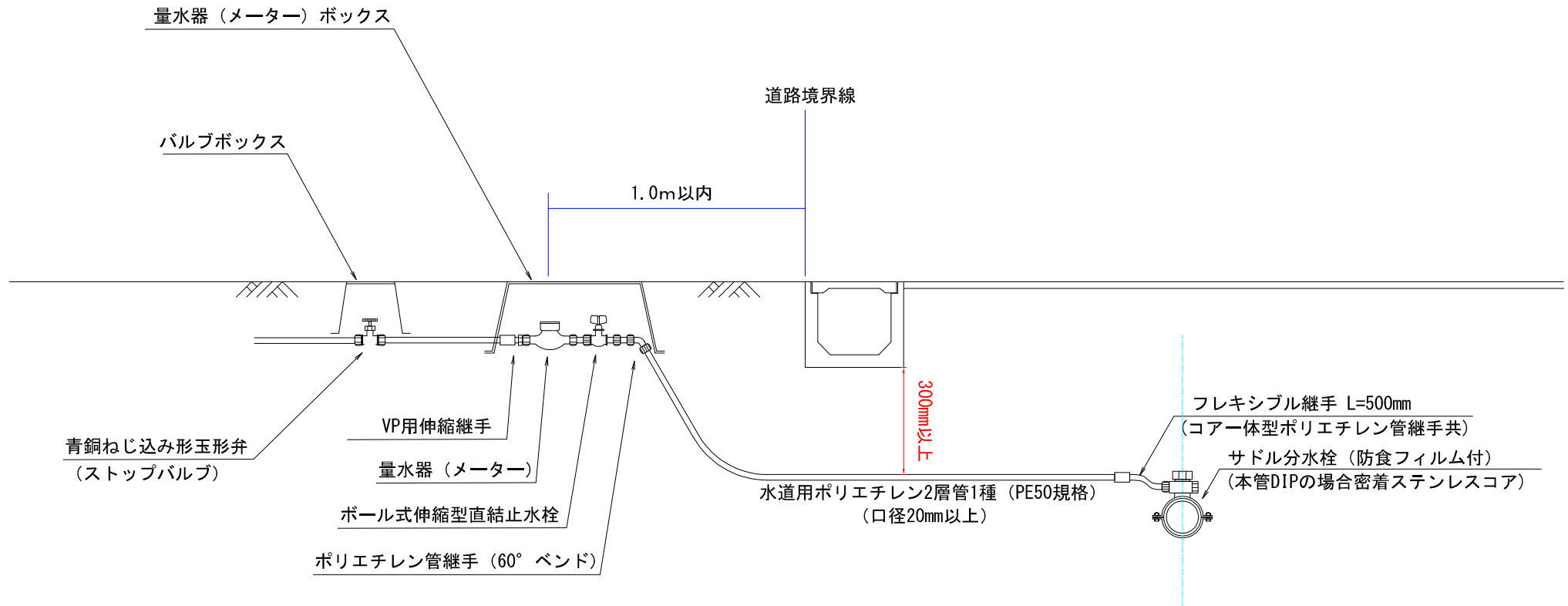
種 別	線 色	線 種
背景 (バックスクリーン)	黒	—
既設水道管	シアン	破線
新設水道管 (ダクタイト各種)	マゼンタ	実線
新設水道管 (塩化ビニル各種)	緑	実線
新設水道管 (ポリエチレン各種)	青	実線
文字・旗揚げ・引き出し線	白	実線
弁体・消火栓等付属施設	主管路に従属	実線

②紙面上での表示

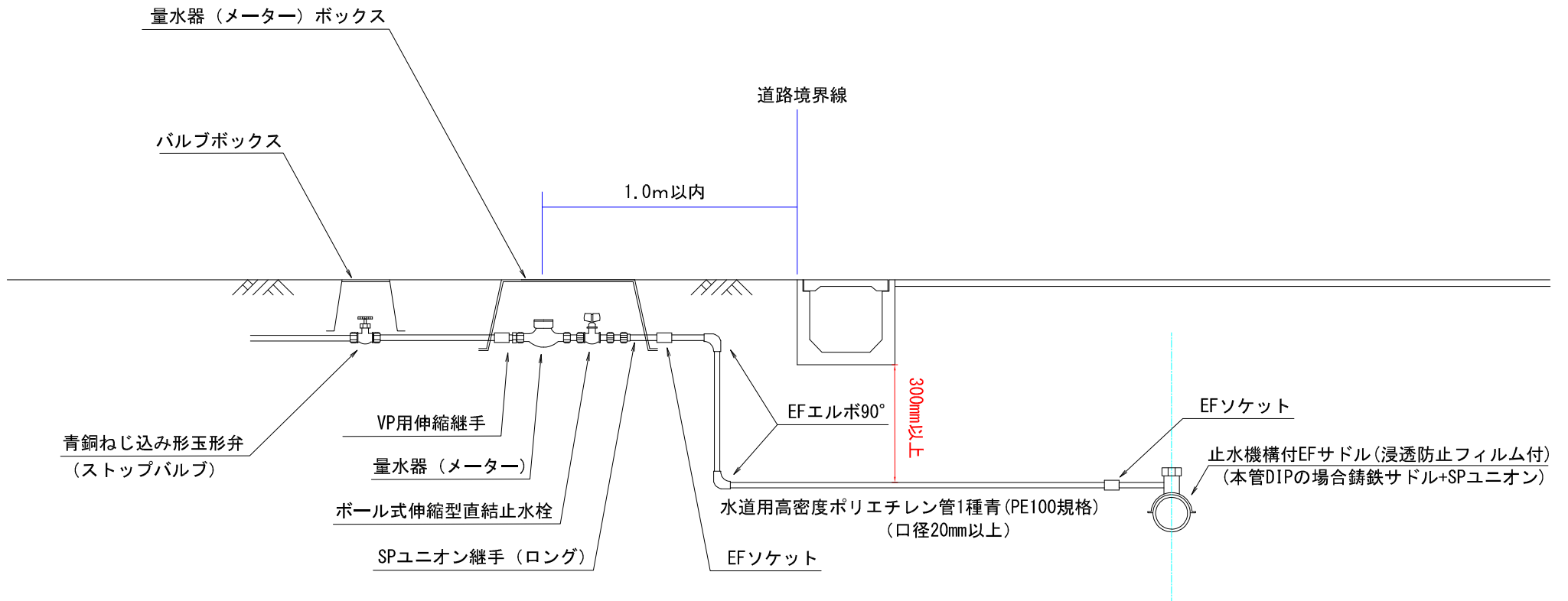
種 別	線 色	線 種
背景 (バックスクリーン)	白	—
既設水道管	シアン	破線
新設水道管 (ダクタイト各種)	マゼンタ	実線
新設水道管 (塩化ビニル各種)	緑	実線
新設水道管 (ポリエチレン各種)	青	実線
文字・旗揚げ・引き出し線	白	実線
弁体・消火栓等付属施設	主管路に従属	実線

【その他参考資料】

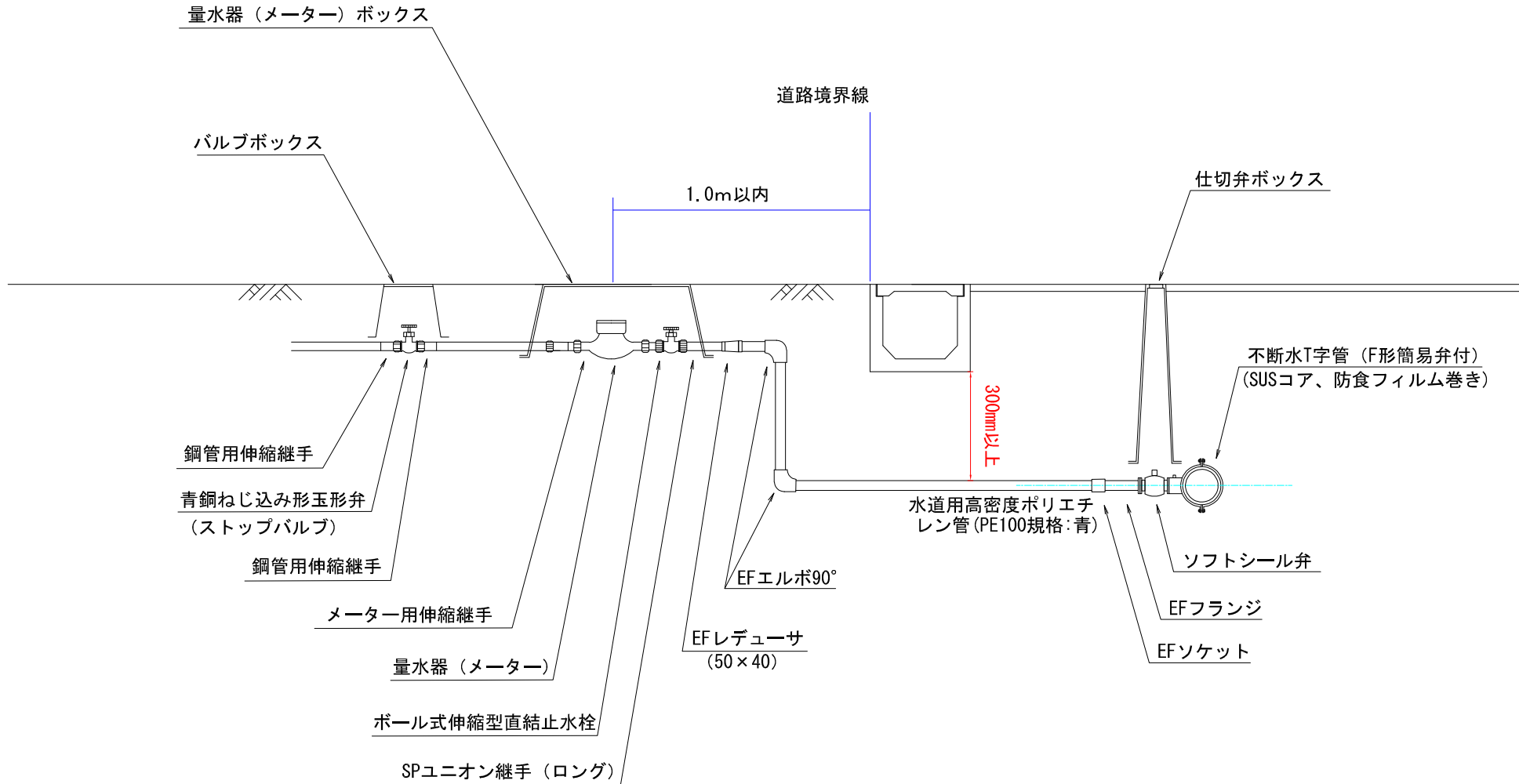
給水接続標準図（口径25mm以下：WPE）



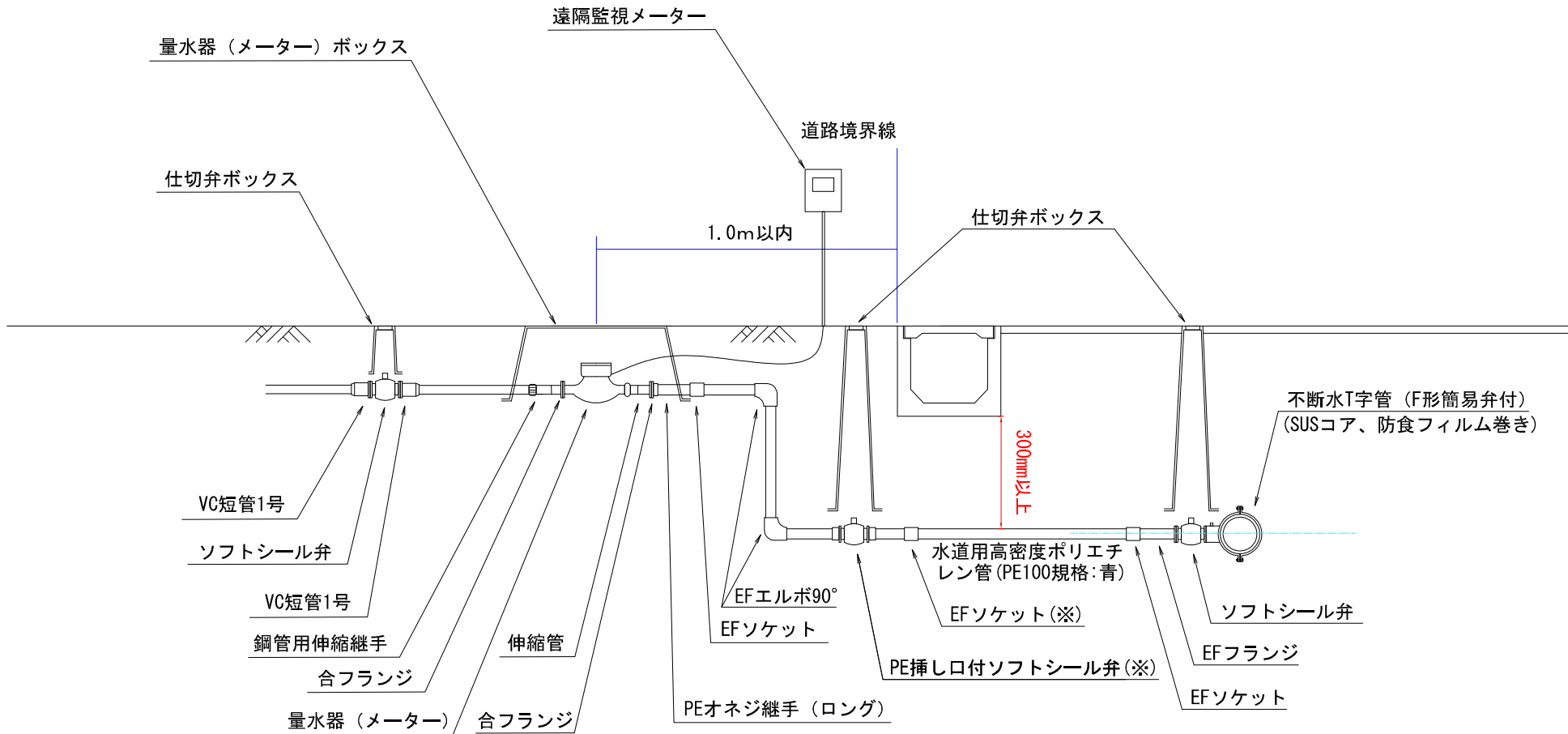
給水接続標準図（口径25mm以下：HPE）



給水接続標準図（口径40mm）

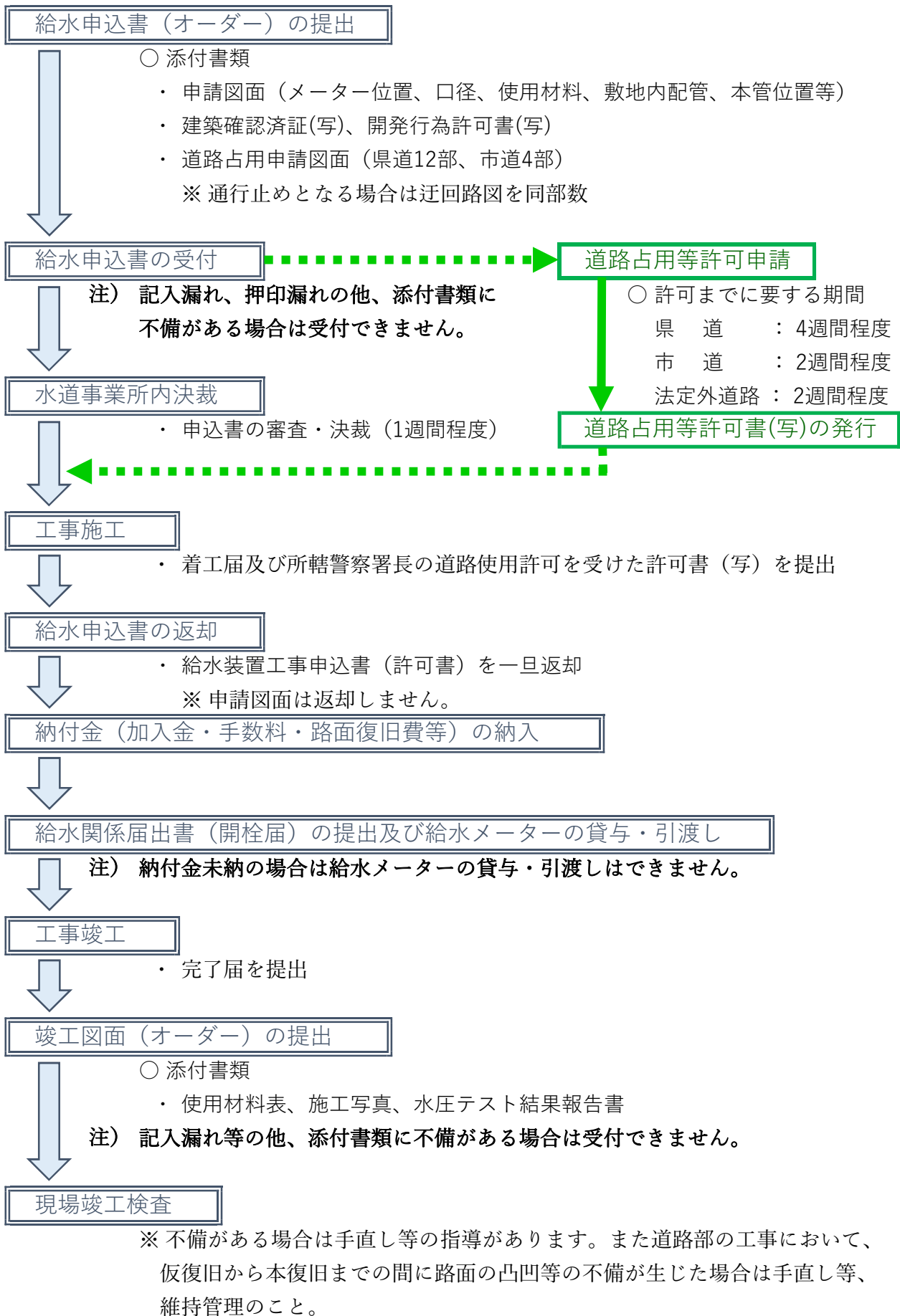


給水接続標準図（口径50mm）



（※）EF片受ソフトシール弁も使用可。その場合、EFソケットは不要。

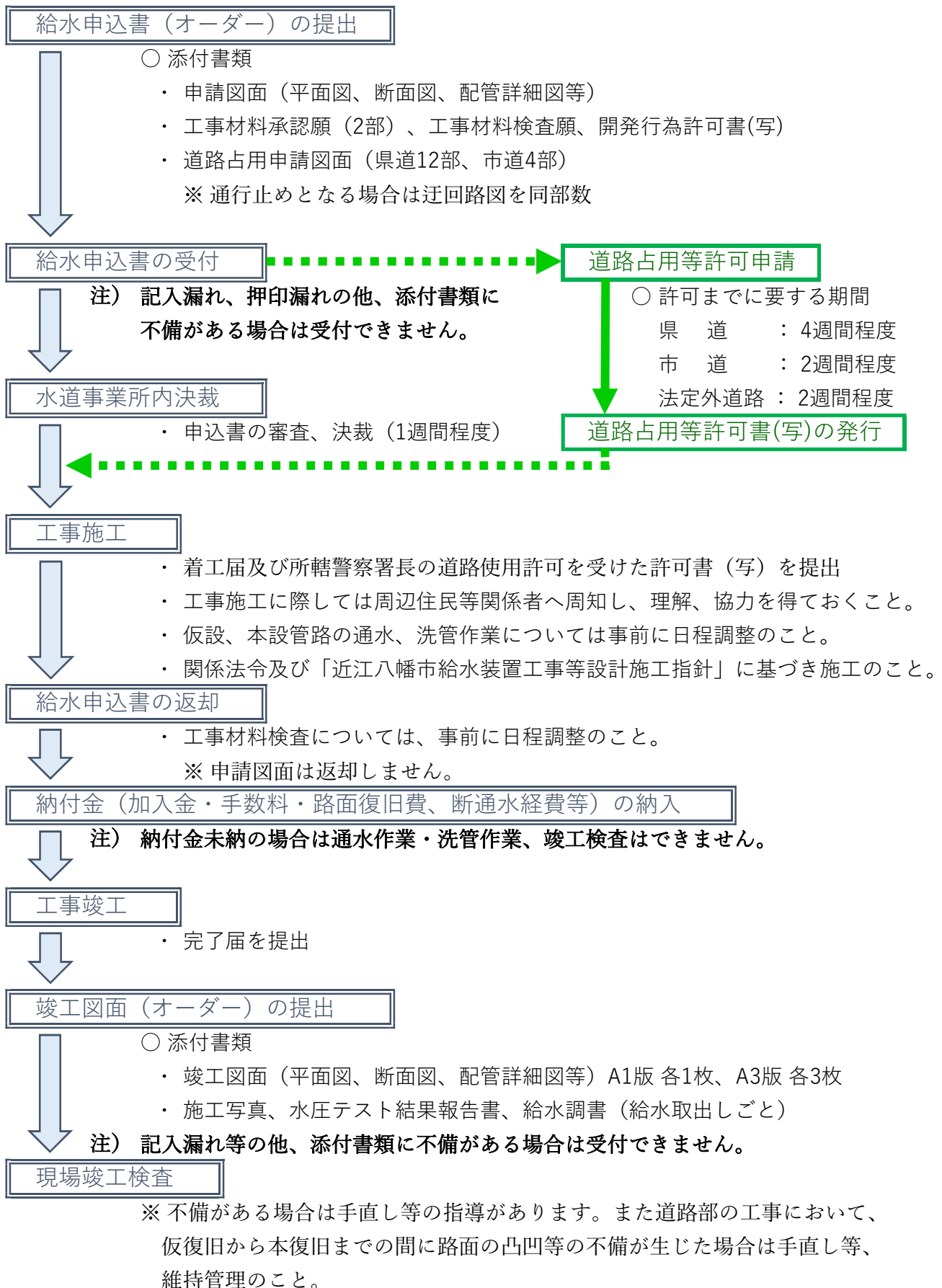
◎ 給水装置工事の申込みフロー図



◎ 開発工事等に係る上水道管（本管）布設の給水申込みフロー図

■ 「近江八幡市水道事業所水道本管工事事業者」による施工にて申請

※ 下請業者を使う場合は、事前に施工体制台帳を提出し、承諾を得ること。



◎ 漏水による使用水量の減量制度について

ご家庭の水道配管が破損等により漏水した場合、「近江八幡市漏水による使用水量の減量に関する規程」（以下「規程」という。）に基づき、水道使用者の申請により使用水量を減量できる制度があります。

○ 減量の対象

水道使用者等の適正な管理をもっても防ぐことの出来なかった漏水。

注）水洗便所、給水栓、給湯器、受水槽等の器具の故障による漏水は対象外となります。

○ 減量の方法

漏水量の2分の1を使用水量から減量します。（※1調定のみ）

- ・ 漏水時の前3調定分の平均水量と前年同期分の使用水量を比較し、通常の使用水量と判断できる水量を平均使用水量とします。

〔例〕 漏水量が10㎡の場合、2分の1の5㎡を使用水量から減量します。

$$60\text{㎡} - 5\text{㎡} = 55\text{㎡} \quad (\text{口径13mmの2ヶ月検針の場合})$$

$$9,526\text{円} - 8,668\text{円} = 858\text{円の減額}$$

注）基本料金内での漏水の場合は、減量はできませんのでご注意ください。

なお、漏水期間が長期であっても1調定のみ減量となりますので早急に修理して下さい。

※1調定とは

2ヶ月の場合は2ヶ月分
1ヶ月の場合は1ヶ月分

○ 減量申請

1. 修理依頼（水道使用者）

- ・ 宅内で漏水を発見したら、市指定給水装置工事業者（市ホームページに掲載）に修理を依頼して下さい。申請時に漏水箇所の修理前後の写真が必要となりますので依頼しておいて下さい。

2. 使用水量減量申請（水道使用者）

- ・ 修理が完了したら、「近江八幡市漏水による使用水量減量申請書」に必要事項を記入し、漏水箇所の修理前後の写真を添付の上、修理完了の翌日から起算して120日以内に水道事業所に申請して下さい。

3. 減量可否の通知（水道事業所）

- ・ 規程に基づいて、申請内容を審査し、申請者に対して減量可否について通知させていただきます。検針日の都合により通知までに1～4箇月程度掛かることがあります。
- ・ 漏水による減量更正分については、漏水発生月の使用水量から減量するか、若しくは減量相当額を次回の水道料金に充当させていただきます。

水道メーター以降（宅内側）の管理等については、十分な配慮を行っていただき、大切な水資源を有効に利用していただくようお願いします。

お問い合わせ 近江八幡市 水道事業所

電話：0748-33-1661 FAX：0748-33-1933

E-mail：010618@city.omihachiman.lg.jp

近江八幡市水道事業

近江八幡市長 あて

申請者（給水装置所有者）

住 所 _____

氏 名 _____

工事場所 _____

水道直結式スプリンクラー設備の設置条件承諾書

水道直結式スプリンクラー設備の設置に当たっては、設備の適切な維持管理を図るとともに、次の事項について承諾します。

- ①災害、その他正当な理由による一時的な断水や水圧低下等により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分に発揮されない状況が生じた場合であっても、近江八幡市水道事業所に責任がないこと。
- ②水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋・部屋を賃貸する場合は、上記①の条件について借家人等に熟知させること。
- ③水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動や、火災時の非作動に係る影響については、近江八幡市水道事業所は責任を負わないこと。
- ④水道直結式スプリンクラー設備の設計に当たり、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用（同時使用を考慮しない）を想定して水理計算を行った場合において、実際に他の給水用具使用中に火災が発生し、作動した水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても近江八幡市水道事業所に責任がないこと。
- ⑤水道直結式スプリンクラー設備の所有者に変更が生じたときは、上記①から④の事項について譲渡人に熟知させ、承諾書の内容を承継すること。

工 事 着 工 届
完 了

令和 年 月 日

近江八幡市 水道事業所長 様

(給水装置工事事業者)

住 所

氏 名 ⑩

T E L

令和 年 月 日付け、 第 号による道路占用許可に
係る下記工事は、 令和 年 月 日に 着工します。
完了しました。

記

1. 路線名	
2. 工事（占用） 場所	近江八幡市 町
3. 占用物件	
4. 工事の期間	令和 年 月 日 から 日間 令和 年 月 日 まで
5. その他事項	

※以下、記載不要（市使用欄）

都市整備部管理調整課長 様

上記について報告しますのでよろしく申し上げます。

水道事業所上下水道課長

送付日

担当印

工 事 着 工 届
完 了

令和 年 月 日

近江八幡市 水道事業所長 様

(給水装置工事事業者)

住 所

氏 名 ⑩

T E L

令和 年 月 日付け、 第 号による道路占用許可に
係る下記工事は、 令和 年 月 日に 着工します。
完了しました。

記

1. 路線名	
2. 工事(占用)場所	近江八幡市 町
3. 占用物件	
4. 工事の期間	令和 年 月 日 から 日間 令和 年 月 日 まで
5. その他事項	工事写真

※以下、記載不要(市使用欄)

都市整備部管理調整課長 様

上記について報告しますのでよろしくお願ひします。

水道事業所上下水道課長

送付日

担当印

水圧検査結果報告書

工 事 名 称			
工 事 場 所			
給 水 番 号		氏 名	⑩
測定日(検査日)			
測 定 者	会 社 名		
	担 当 者		
検 査 圧 力	<input type="checkbox"/> 給 水	1.0 Mpa	15分以上
	<input type="checkbox"/> 本 設	0.8 Mpa	24時間以上
	<input type="checkbox"/> 仮 設	0.8 Mpa	12時間以上

近江八幡市水道管等破損事故の損害賠償に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市水道事業の管理者（管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）が管理する水道管等について、第三者の故意又は過失により生じた損傷及び漏水等に係る損害賠償について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道管等 導水管、送水管、配水管、給水管及びこれらの附属設備をいう。
- (2) 原因者 故意又は過失により水道管等を破損した者をいう。
- (3) 指定工事業者 近江八幡市給水条例（平成22年近江八幡市条例第206号。以下「条例」という。）第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。
- (4) 本管工事業者 近江八幡市水道事業所水道本管工事事業者の登録等に関する要綱（令和2年近江八幡市水道事業管理規程第29号）第5条第1項に規定する近江八幡市水道事業所水道本管工事事業者登録証の交付を受けた者をいう。

(復旧工事)

第3条 原因者は、水道管等を破損したときは、管理者の指示に基づき、当該水道管等の復旧工事を行わなければならない。

- 2 給水管の破損の場合において、原因者が指定工事業者でないときは、原因者は、指定工事業者に当該給水管の復旧工事を依頼するものとする。
- 3 給水管以外の水道管等の破損の場合において、原因者が本管工事業者でないときは、原因者は、本管工事業者に当該水道管等の復旧工事を依頼するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により原因者が指定工事業者又は本管工事業者に依頼できない場合は、原因者に代わって管理者及び管理者から依頼を受けた指定工事業者又は本管工事業者が復旧工事を行うことができる。

(損害賠償)

第4条 管理者は、水道管等の破損により生じた損害賠償について原因者に請求するものとし、損害賠償額は、次に掲げる経費の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、第1号に掲げる外注費については、消費税及び地方消費税を乗じないものとする。

- (1) 修繕費 管理者が行う復旧工事並びに立会いに要する材料費及び労務費の合計額とし、管理者が指定工事業者等へ依頼した場合は、その依頼に係る外注費を加算する。
- (2) 材料費 当該年度の資材・布設単価表に規定する材料費単価とし、記載のないものについては実費とする。
- (3) 労務費 当該年度の実施設計積算単価表における世話役の一日当たり労務単価を8時間で除して得た額に就労時間（就労時間に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間に切り上げ、30分未満の場合は切り捨てる

ものとする。) を乗じて得た額とする。ただし、業務時間外については 25% の割増率を加算するものとし、そのうち午後 10 時から翌午前 5 時までの間は 50% の割増率を加算するものとする。

- (4) 断水等経費 断水又は濁水が発生した場合における管理者による現場指示、応急措置、断水広報、管洗浄作業及び住民対応等に要する人員の経費とし、当該経費については前号により計上する。
- (5) 損失水量費 水道管等の破損により流失した水量及び濁水等処理のために行った管洗浄に要した水量に条例第 22 条に定める臨時用料金に乗じて得た額とし、損失水量の算定は、別表のとおりとする。
- (6) 給水費 断水等により給水車の出動を要した場合は、満水にて 1 回 1 台当たり 8,100 円とする。この場合において、運転手の経費は、第 3 号により別に加算する。
- (7) 事務費 復旧工事及び損害賠償等の各種手続等に係る経費とし、第 1 号及び第 4 号から第 6 号までの合計額に 24% を乗じて得た額とする。

(請求の方法)

第 5 条 管理者は、第 3 条第 4 項の規定による復旧工事の場合において、前条の規定により算出した損害賠償額を決定したときは、速やかに損害賠償請求書(別記様式第 1 号)及び損害賠償額内訳票(別記様式第 2 号)により原因者に対し一括して請求を行うものとする。

2 管理者は、第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による復旧工事については、第 4 条第 1 号に規定する外注費の請求は行わず、工事を施工した者が直接原因者へ請求するものとする。

(原因者の責務)

第 6 条 原因者は、水道管等を破損した場合は、直ちに管理者及び関係機関に連絡するとともに、二次被害等が起きないように応急処置を講じなければならない。

2 原因者は、第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による復旧工事を行った場合においては、工事の施工前、施工中及び施工後について現場の写真管理を行い、復旧工事完了後、速やかに管理者へ提出するものとする。

3 原因者は、管理者から前条の規定による損害賠償の請求があった場合は、請求日から起算して 30 日以内に納付するものとする。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、納付期限を延長することができる。

4 原因者は、水道管等の破損により第三者及び周辺施設等に損害を与えた場合は、その損害を補償するとともに、紛争の解決に誠意をもって対応しなければならない。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

損失水量の算定

管径 (mm)	時間当たり 流出量 (m ³)	備 考
φ 20 以下	3	<ul style="list-style-type: none"> 漏水時間については、破損時から漏水停止までの時間とし、1 時間以下は 1 時間として算定する。1 時間を超えた場合の端数は、30 分以下は 30 分とし、30 分を超え 1 時間以下は 1 時間として算定する。 φ 300 mm を超える水道管については、破損状況に応じ別途算定する。
φ 25	6	
φ 30	10	
φ 40	20	
φ 50	36	
φ 75	83	
φ 100	177	
φ 150	516	
φ 200	1,100	
φ 250	1,889	
φ 300	3,197	
管 洗 浄	60	<ul style="list-style-type: none"> 排泥管又は消火栓（1 か所当たり）

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（原因者）様

近江八幡市長

印

損害賠償請求書

金 _____ 円也

ただし、 _____ として

事故発生日 : 年 月 日

事故発生場所 : 近江八幡市 _____

請求内訳書 : 別添「損害賠償額内訳票」のとおり

損害賠償額内訳票

事故内容							
事故入電	年	月	日	曜日	時	分	事故原因者
補修開始	年	月	日	曜日	時	分	
補修完了	年	月	日	曜日	時	分	
補修方法							
修繕費	外注費						外注費計 (消費税込) 円①
	材料費						材料費計 円②
	労務費						労務費計 円③
断水等 経費	断水時間 時 分 ~ 時 分					断水経費計 円④	
損失水量費	管径：φ	よって、時間当たり流出量				m ³ /h	損失水量費計 円⑤
	流出時間：	h					
	損失水量：	h × m ³ /h = m ³					
	よって、 洗管水費：	m ³ × 円/m ³ = 円					
給水費	出動回数	回 × 8,100 円 =				給水費計 円⑥	
事務費	(②~⑥の合計) × 24% = × 24% = 円					事務費計 円⑦	
合計請求額	(②~⑦の合計額) × 消費税 = 円 ⑧ よって、①+⑧ =					円	

GX形継手 チェックシート(直管・P-Link)

年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

		配管工

1 直管

チェックゲージ
ゴム輪
b: チェックゲージの入り込み量

b寸法の合格範囲

呼び径	合格範囲 (mm)
75	8~18
100	8~18
150	11~21
200	11~21
250	11~21
300	14~24
350	14~25
400	14~25
450	14~25

2

矢視
白線

3 P-Link 締め付けトルク: 100N・m

チェックゲージ
ゴム輪(直管用)

b寸法の合格範囲

呼び径	合格範囲 (mm)
75	54~63
100	57~66
150	57~66
200	63~72
250	63~72
300	70~80

4 締め付けトルク: 100N・m

実測値(O)
白線
白線(現地で明示した線)

5 (直管挿し口を挿入する場合)

ライナボード
ライナ
実測値(O)
d部
白線(現地で明示した線)

6 (異形管挿し口、P-Linkを挿入する場合)

ライナボード
ライナ
実測値(O)
d部
白線(現地で明示した線)

挿入量目安線(赤線)
受口端面
ライナボード
ライナ

管 No.									
管の種類									
略図/ライナ									
継手 No.									—
挿し口突部の有無									—
清掃・異物の除去									—
ライナの位置確認(d部)※1									5 6
受口溝(ロッキング)の確認									—
挿し口の挿入量の明示									4 5
爪、押しボルトの確認(P-Link)									—
滑 剤									—
マーキング(白線)位置の確認※2									4 5
挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離の確認(異形管挿し口)※3									6
マーキング(白線)の明示(異形管挿し口)※4									6
受口端面～ゴム輪 間隔(b)※5	全周チェック								
	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥								
	⑦								
受口端面～白線 間隔(a) ^{注)}	①								2
	③								
	⑤								4
	⑦								
押しボルト	本数								
	トルク確認								4
判 定									—
備 考									

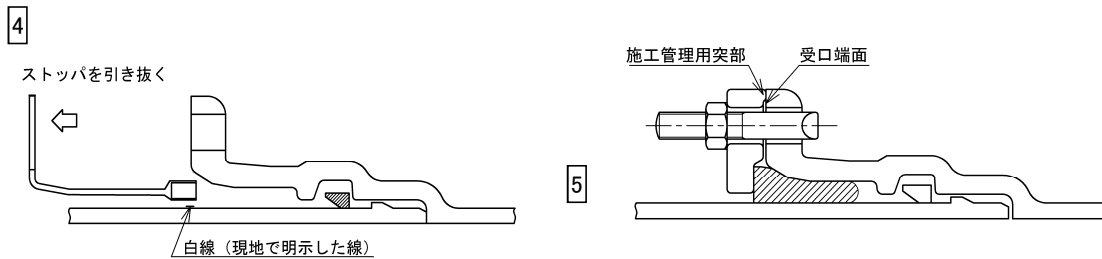
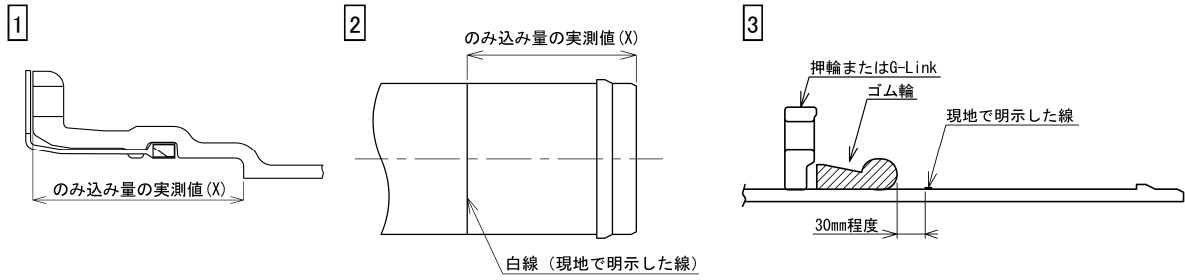
判定基準 : ※1 ライナが受口奥部に当たっていることを確認する。
 ※2 接合直後にマーキング(白線)位置が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。
 ※3 挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離が全周にわたり10mm以下であるか確認する。
 ※4 挿し口外周へ受口端面位置の白線を表示したか確認する。
 ※5 受口端面～ゴム輪間隔(b)が表に示す合格範囲内であること。また、曲げ接合してチェックゲージがゴム輪位置まで挿入できない場合は、チェックできなかったことを記載する。
 注) P-Linkの場合は受口端面からの直部長さ 4 a寸法を記入する。

GX形継手 チェックシート(異形管・G-Link)

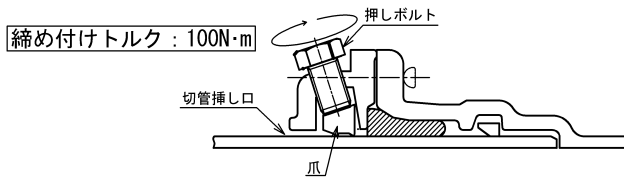
年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

		配管工



6 G-Linkを使用する場合



管 No.								
管の種類								
略図								

継手 No.									—
挿し口突部の有無 ^(注)									—
清掃・異物の除去									—
ロックリング、ストッパの確認									—
挿し口の挿入量の明示									1 2
爪、押しボルトの確認(G-Link)									—
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認									3
滑 剤									—
ストッパの引き抜き									4
抜け出しチェック(挿し口突部有り)※2									—
T頭ボルト	本数								5
受口端面～ 施工管理用突部 の隙間 ※1	箇所数								5
	隙間ゲージ 確認								
押しボルト	本数								6
	トルク確認								
判 定									—
備 考									

判定基準 ※1 受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理用突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。

※2 挿し口を異形管受口に挿入し、ストッパを取り外した後、挿し口を上下左右前後に振って抜けないことを確認する。

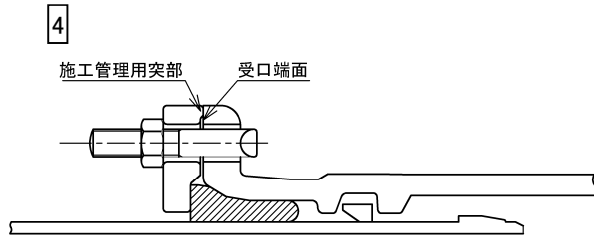
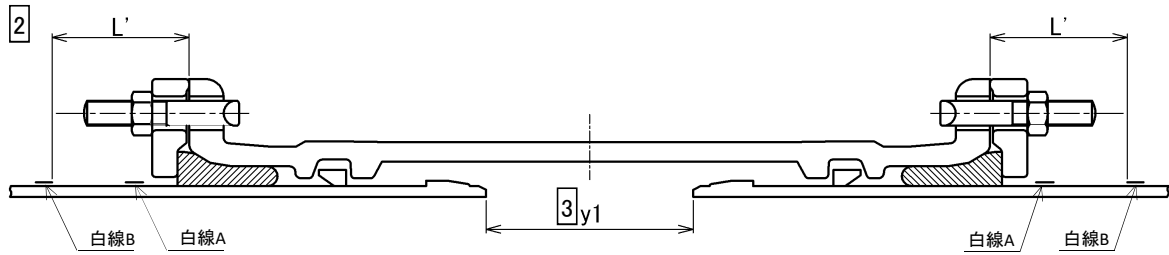
注) 挿し口突部のない挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。

GX形継手 継ぎ輪チェックシート

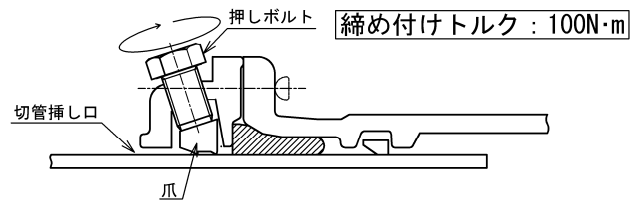
年 月 日

工事名	
図面No.・測点	
呼び径	

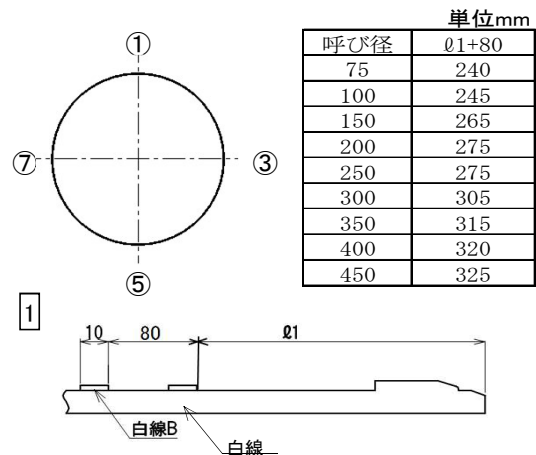
		配管工



5 G-Linkを使用する場合



管 No.			
管の種類			
略図			
継手 No.			—
挿し口突部の有無 ^{注1)}			—
清掃・異物の除去			—
白線A,Bの明示			1
爪、押ボルトの確認(G-Link)			—
ゴム輪、押輪またはG-Linkの確認			—
滑 剤			—
ロックリング、ストップの確認			—
ストップの引き抜き			—
受口端面～ 白線の間隔 (L') ^{注2)}	①		2
	③		
	⑤		
	⑦		
両挿し口端の 間隔 (y1) ^{注2)}	①		3
	③		
	⑤		
	⑦		
T頭ボルト	本数		4
受口端面～ 施工管理用突部 の隙間 ※	箇所数		4
	隙間ゲージ 確認		
押しボルト	本数		5
	トルク確認		
判 定			
備 考			



(i) 一方から順次配管していく場合

呼び径	L'
75	90
100	95
150	110
200	120
250	120
300	135
350	145
400	150
450	155

(ii) せめ配管の場合

呼び径	Y
75	190
100	200
150	240
200	250
250	250
300	300
350	300
400	300
450	300

判定基準 ※ 受口端面と押輪またはG-Linkの施工管理突部との間に0.5mm以上の隙間がないこと。

注1) 挿し口突部の無い挿し口を異形管受口と接合する場合は、G-Linkを使用すること。

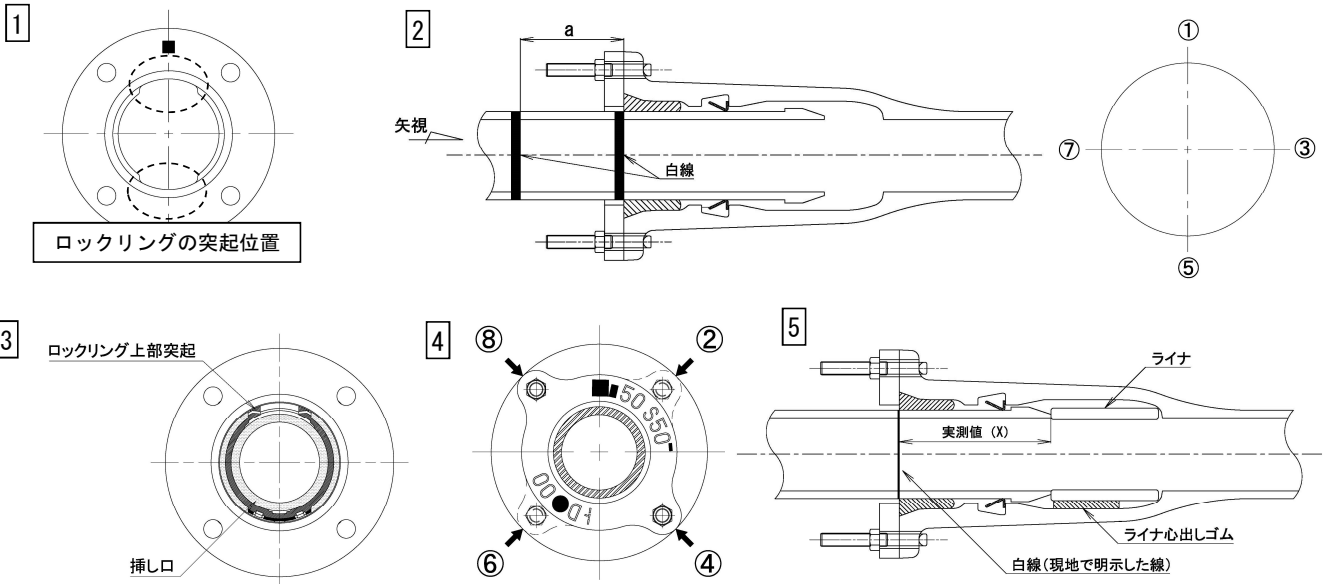
注2) 一方から順次配管していく場合にはL'寸法、せめ配管の場合はy1寸法を記入すること。

S50形継手 チェックシート(直管)(挿し口突部有り)

年 月 日

工事名 工区	
配管図No. 測点No.	
呼び径・管種	

		配管工



管 No.									
管の種類									
略 図/ライナ									
継 手 No.									—
挿し口突部の有無									—
清 掃									—
滑 剤									
挿し口挿入量の明示									5
挿し口挿入前のロックリング確認※1									1
ライナ心出しゴムの確認※2									5
マーキング(白線)位置確認※3									2 5
挿し口挿入後のロックリング確認※1									3
T頭ボルト	本数								4
メタルタッチ確認※4	②(④)								4
	⑥(⑧)								
受口端面～ 白線間隔 (a)	①								2
	③								
	⑤								
	⑦								
判 定									—
備 考									

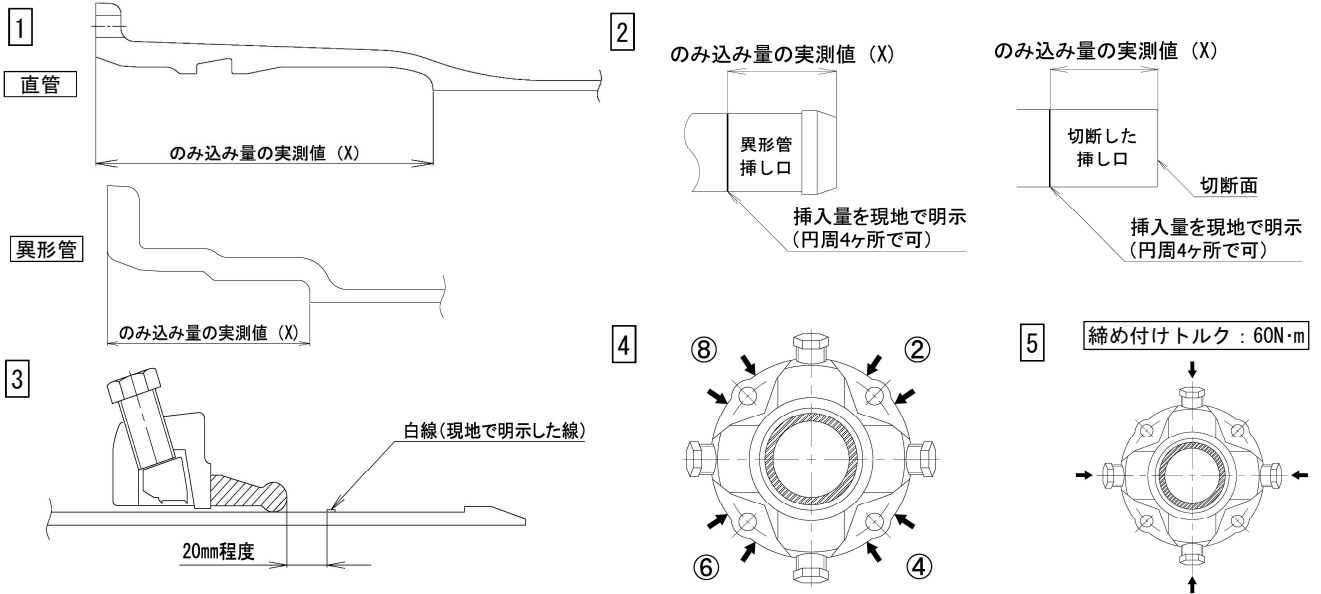
判定基準 ※1 ロックリングが正規の位置にあるか確認する。
 ※2 ライナ心出しゴムが通水部分にはみ出していないかを確認する。
 ※3 T頭ボルト・ナット締め付け直前にマーキング(白線)位置が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。
 ※4 T頭ボルト・ナット取り付け部の受口端面と押輪との間に0.5mm以上の隙間がないこと。

S50形継手 チェックシート(異形管・切管)

年 月 日

工事名 工区	
配管図No. 測点No.	
呼び径・管種	

		配管工



管 No.								
管の種類								
略 図								
継 手 No.								—
挿し口突部の有無								—
清 掃								—
滑 剤								—
挿し口挿入量の明示								1 2
爪、押しボルトの確認								
ゴム輪、抜け止め押輪の確認								3
T頭ボルト	本数							4
メタルタッチ確認※	②							4
	④							
	⑥							
	⑧							
押しボルト	本数							5
	トルク確認							
判 定								—
備 考								

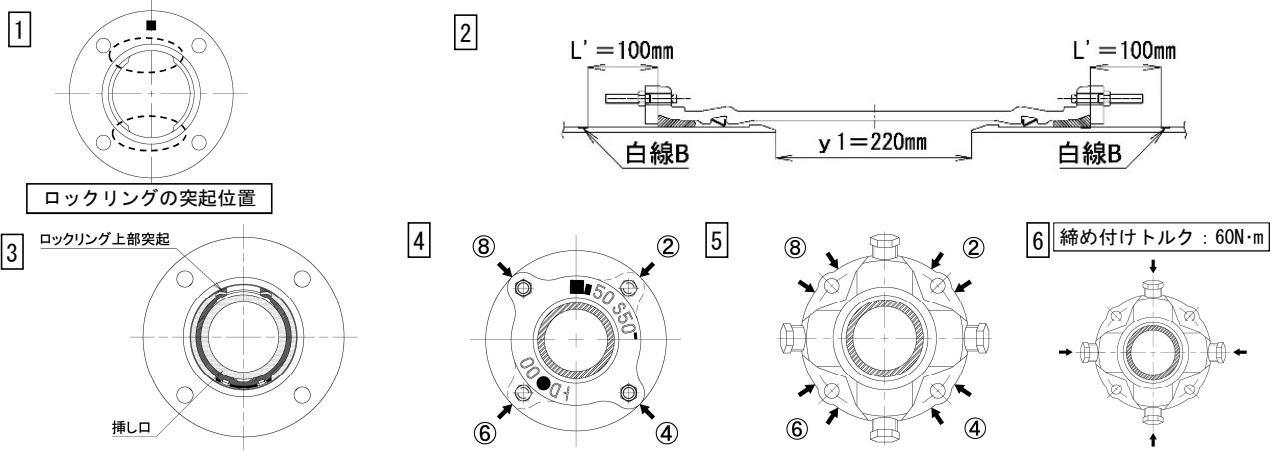
判定基準 ※ 受口端面と抜け止め押輪の間に0.5mm以上の隙間がないこと。
 確認はT頭ボルト・ナット穴の横、いずれか一方で行う。

S50形継手 チェックシート(継ぎ輪)

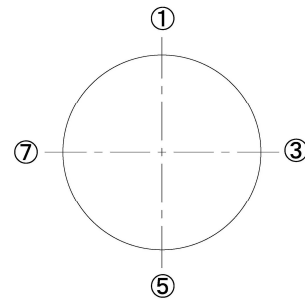
年 月 日

工事名	
工区	
配管図No.	
測点No.	
呼び径・管種	

		配管工



管 No.			
管の種類			
略 図			
継手No.			—
挿し口突部の有無 ^{注1)}			—
清 掃			—
滑 剤			—
切管挿し口の白線Bの明示			2
爪、押しボルトの確認			
ゴム輪、(抜け止め)押輪の確認			
挿し口挿入前のロックリング確認※1			1
受口端面～ 白線の間隔 (L') ^{注2)}	①		2
	③		
	⑤		
	⑦		
両挿し口端の間隔 (y1) ^{注2)}	①		2
	③		
	⑤		
	⑦		
挿し口挿入後のロックリング確認※1			3
T頭ボルト	本数		4 5
メタルタッチ確認※2	②		4 5
	④		
	⑥		
	⑧		
押しボルト	本数		6
	トルク確認		



判定基準 ※1 ロックリングが正規の位置にあるか確認する。
 ※2 受口端面と押輪の間に0.5mm以上の隙間がないこと。
 注1) 挿し口突部の無い挿し口を接合する場合は、抜け止め押輪を使用すること。
 注2) 一方から順次配管していく場合にはL'寸法、せめ配管の場合はy1寸法を記入すること。

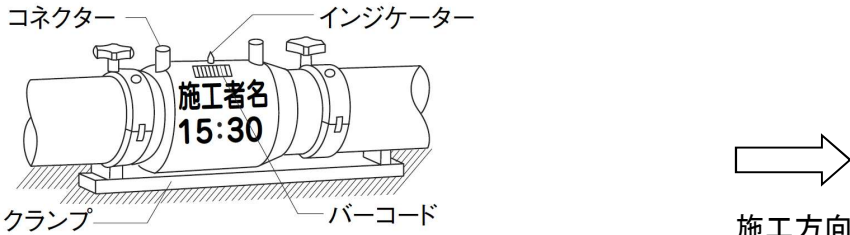
判 定

備 考

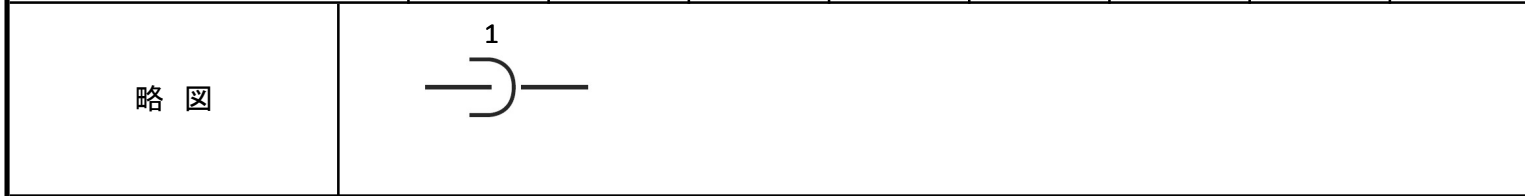
E F 継手チェックシート

工 事 名			
管種・呼び径		図面 No.	
発電機の確認	電気容量		※出力が2KVA以上あること
	正常作動確認	正・異	※燃料が十分ある、電圧が100V付近で安定している、異音がない 等
融着機の確認	仕 様		※共用タイプ、またはその他
	正常作動確認	正・異	※損傷がない、漏電ブレーカーが作動する、正常な表示がでる 等

《検査のポイント》



接合箇所番号	記入例								
--------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--



条件	天 候	晴 れ							
	陸継ぎの有無	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	湧水の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
接 合	管の点検・清掃 ¹⁾	<input type="radio"/> ○							
	切削長さ・切削面の記入	<input type="radio"/> ○							
	融着面の切削 ²⁾	<input type="radio"/> ○							
	融着面の清掃 ³⁾	<input type="radio"/> ○							
	挿入標線の記入	<input type="radio"/> ○							
	挿入・クランプ固定 ⁴⁾	<input type="radio"/> ○							
通 電	コネクタ接続	<input type="radio"/> ○							
	バーコード読みとり	<input type="radio"/> ○							
検 査	融着機の正常終了	<input checked="" type="radio"/> 正・ <input type="radio"/> 異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	通電終了時刻	15:20	:	:	:	:	:	:	:
	インジケータの隆起	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	クランプ取り外し時刻	15:35	:	:	:	:	:	:	:
判 定		<input checked="" type="radio"/> 合・ <input type="radio"/> 否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否

【判定基準】

1) 管の点検・清掃 : 有害な傷がないこと、管に土や汚れが付着していないこと

2) 融着面の切削 : 削り残しや切削むらがないこと

3) 融着面の清掃 : アセトン又は無水エタノールにて綺麗な素手で行い、清掃後の融着面に砂や水の付着がないこと

4) 挿入・クランプ固定 : 挿入不足や斜め挿入がないこと

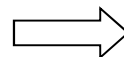
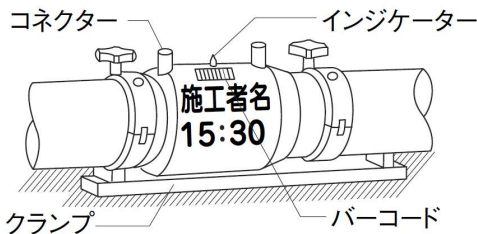
備考：

施 工 年 月 日	施 工		現 場 代 理 人
令 和 年 月 日	会 社 名		配 水 管 工 名

E F 継手チェックシート

工事件名			
管種・呼び径		図面 No.	
発電機の確認	電気容量		※出力が2KVA以上あること
	正常作動確認	正・異	※燃料が十分ある、電圧が100V付近で安定している、異音がない 等
融着機の確認	仕様		※共用タイプ、またはその他
	正常作動確認	正・異	※損傷がない、漏電ブレーカーが作動する、正常な表示がでる 等

《検査のポイント》



施工方向

接合箇所番号	記入例								
略 図	1								

条件	天 候	晴 れ							
	陸継ぎの有無	⊙・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	湧水の有無	有・⊙	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
接 合	管の点検・清掃 ¹⁾	○							
	切削長さ・切削面の記入	○							
	融着面の切削 ²⁾	○							
	アセトン清掃 ³⁾	○							
	挿入標線の記入	○							
	挿入・クランプ固定 ⁴⁾	○							
通 電	コネクター接続	○							
	バーコード読みとり	○							
検 査	融着機の正常終了	⊕・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	通電終了時刻	15:20	:	:	:	:	:	:	:
	インジケータの隆起	⊙・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	クランプ取り外し時刻	15:35	:	:	:	:	:	:	:
判 定		⊕・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否

【判定基準】

- 1) 管の点検・清掃 : 有害な傷がないこと、管に土や汚れが付着していないこと
- 2) 融着面の切削 : 削り残しや切削むらがないこと
- 3) アセトン清掃 : アセトン又は無水エタノールにて綺麗な素手で行い、清掃後の融着面に砂や水の付着がないこと
- 4) 挿入・クランプ固定 : 挿入不足や斜め挿入がないこと









備考：

施 工 年 月 日	施 工		現 場 代 理 人	
令 和 年 月 日	会 社 名		配 水 管 工 名	

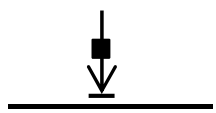
E F 継手チェックシート

工 事 件 名			
管 種 ・ 呼 び 径		図 面 No.	
発電機の確認	電気容量		※出力が2KVA以上あること
	正常作動確認	正・異	※燃料が十分ある、電圧が100V付近で安定している、異音がない 等
融着機の確認	仕 様		※共用タイプ、またはその他
	正常作動確認	正・異	※損傷がない、漏電ブレーカーが作動する、正常な表示がでる 等

《施工のポイント》

			
接合標線記入	切削面記入(写真)	融着面の切削(写真)	アセトン清掃(素手)
			
取付・クランプ固定	コネクタ接続	バーコード読取り	検査

接合箇所番号	記入例								
--------	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

略 図	
-----	--

準 備	発電機確認	Ⓐ・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	融着機確認	Ⓐ・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
接 合	管・継手 清掃点検	○								
	接合標線記入	○								
	切削面記入・写真	○								
	融着面の切削・写真	○								
	アセトン清掃	○								
	取付・クランプ固定	○								
通 電	コネクタ接続	○								
	バーコード読みとり	○								
検 査	融着機の正常終了	Ⓐ・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	通電終了時刻	15:20	:	:	:	:	:	:	:	:
	インジケータの隆起	Ⓐ・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	クランプ取り外し時刻	15:30	:	:	:	:	:	:	:	:
	施工者記名	○								
判 定		Ⓐ・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否

備 考

施 工 年 月 日	施 工 会 社 名	現 場 代 理 人	
令 和 年 月 日		配 水 管 工 名	

E F 継手チェックシート

工 事 件 名			
管 種 ・ 呼 び 径		図 面 No.	



接合箇所番号		記入例							
準 備	専用穿孔機確認	⊕・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	水圧試験治具確認	⊕・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
水 圧 試 験	試験治具取付	⊕・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	試験結果	⊕・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
穿 孔	サドル部 清掃点検	○							
	台座取付 (ネジ破損)	⊕・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	穿孔	⊕・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	切片取り出し・写真	○							
プ ラ グ	止水栓(プラグ)挿入	⊕・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	キャップ装着	⊕・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	プレート取付け	○							

※ サドル部のみの施工で埋め戻しをする場合 (1次側配管済みの場合には記入不要)

	スピゴット部キャップ	○							
	止水処理(フイルムテープ)	○							
判 定		⊕・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否

備 考

施 工 年 月 日	施 工 会 社 名	現 場 代 理 人	
令 和 年 月 日		配 水 管 工 名	